

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	井川 芳 昭	2番	清原 良 典
3番	中島 貞 次	4番	上山 隆 弘
5番	服部 千 秋	6番	長谷川 原 司
7番	井村 淳 子	8番	中井 政 喜
9番	嶋澤 達 也	10番	花畑 奈知子
11番	熊谷 直 行	12番	上田 富 夫
13番	村田 興 亞	14番	桜井 公 晴
15番	橋本 恭 子	16番	北川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山本 修 三	書 記	木村 和 義
書 記	西田 美智子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首藤 正 弘	副 町 長	八幡 儀 則
教 育 長	圓尾 哲 一	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸尾 満	経 済 建 設 部 長	富岡 慎 一
教 育 次 長	塚原 二 良	財 政 課 長	香田 大 然

（開議 午前9時59分）

議長（北川嘉明） おはようございます。  
平成19年第5回太子町議会定例会におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第5回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（北川嘉明） 日程第1、一般質問を

行います。

引き続き一般質問を続行します。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

順番に発言を許します。

まず、9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 おはようございます。

通告に従いまして、9番嶋澤達也、一般質問を行いますので、よろしく申し上げます。

まず、通告の内容の1番から、入札実績一覧表についてということでお尋ねいたしますが、先の委員会等で資料をいただきました、これですね、19年8月9日、総務常任委員会における追加資料から基づいてお尋ねいたします。

ずうっと中身見ましたら、ここで約9割等が90%以上の落札率なんですね。物によりましたら100%というのもあるんですね。もう63%とか65%等はごくまれな入札ですね。もう100%、再度言いますが、このそれぞれの事情があるかと思いますが、100%というので入札ということではもう普通一般的には考えられないと。それと、もうほとんど見ましたら98とか96、97%ですね、等があるということは、果たしてこれが入札の本当の効果というんですか、実績。というのは、普通考えても、もうほとんど分かってる金額で、ほんの微々たるその数字で業者同士が応札をしているというように思いますがですね。簡単に尋ねまして、これで入札と言えるでしょうか。一般的な考えですよ。私は、もう不自然だというふうに思うわけです。100%なんかもう大体おかしいですね。入札で100%というたらあり得ますか。これは現実にあるんですけど。それこそ、近隣市町の過去の入札率等の落札率というんですか、それを聞きまして、大体80から85%ぐらいと違うかな。それ以外は、63%というのは業界で言う業者同士のたたき合いというふうな言葉がね。当局の方はたたき合いという言葉はご存じないと思いますが、そんなことを私は聞いております。これについて行政として、これが太子町の落札率として正常かどうかというふうに思うんですが、それについてまずはお尋ねします。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） まず、通告では落札率等についてというようなことで簡単にご質問いただいておりますので、分析等をしてないというようなことをまず申し上げたいと思います。

まず、平成19年度の落札率は19件、いわゆる19年7月末でいきますと19件で、平均が84.7%となっております。

それから、18年度につきましては、すべてで42件で、85.5%。

それから、17年度につきましては、トータル83件で、92.4%という平均落札率でございます。

まず、第1点目の100%ということについてのお尋ねでございますが、これも議員、資料に出ておりますとおり2件ございますが、やはり入札に当たっては金額的には100万円単位、あるいは小さいものでは10万円単位というような入札が、いわゆる札を入れられます。その中で確かに100%ということは2件出ておりますが、これについては私どももなぜこうなったかというのは、やはり応札される方々のところでのたまたま偶然一致したような地点がこの2件については生じてると。件数的にはもちろんまれでございまして、先ほど申し上げましたように17年度では80何件でございますので、トータル的に件数ちょっとそれは入れてませんが、百数十件の中の2件でそういう事態が起きているということは、これ事実としてありますので、これが望ましいかどうかというのは、これはたまたまいわゆる予定価格の金額といいますが、一緒になったということでございます。

それから、入札というのが大体入札効果があるかというようなことでございますが、もちろん建設業者さんの競争の中で入札は行われているというふうに思っておりますので、入札することによってやっぱり競争原理は働いているというふうに思っております。

それから、本来80から85ぐらいではないかというようなこともおっしゃったんですが、そういったその数字が、80から85が適正かどうかということも、予定価格の金額といいますが、それをセットすることによっても違うと思っておりますので、そういったところ、私どもも安い方がいいんです。町といたしましては、どうしてもいいものを安く納めていただ

くということが、これは個人的にでもそうだと思うんで、物を買う場合に安くいい物を望むのは当然のことでございますので、そういうことを望んでおりますが、やはり最低制限価格と予定価格の中での競争をされた結果というふうに私どもは受けとめております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 副町長のご答弁は、本来一番行政として正しい姿勢の答弁をいただきましたが、これ平均ということで、84と85になっておりまして、このぐらいがいいんじゃないかという僕も発言しましたが、これ極端に言うたら20何%というやつもあるんですよ、26.7%。そういうふうな計算したら、ただパーセントが落ちるだけであって、大体見たら98とか90%以上ということが、97.7%とかね。というのは、こういうことには、本来入札で結果はこういうことになったということで、これはごく自然だと思うんですが、やはりここ近年、談合、それからそういう、元中井助役、名前出しては、もう当然新聞紙上でも出てるので名前出しますが、その当の方の逮捕されたとか、そういう悪い噂というより、いや、うわさじゃなしに、実績等があるんですね。やはりその辺のことも考慮しましたら、大体90%以上というのはもう本当に業界の言葉で言えば談合とかそういうことの、もう見え見えやないかというようなうわさ等もありますんで、こういうことについては本当にその90%以上、偶然だったというふうには思うんですが、その点についてもうちょっとですね。この平均でやったらもう絶対これは極端に安いやつがありますから、それは平均率、率が落ちるのは当たり前であって、これずうっと私は印いきましたら、ほとんどというぐらい90%以上なんですね。それがどうかというより、もう少しこの入札の落札率を下げよう工夫をして少しでも、何も業者さんの方をいじめるといふじゃなしに、業者としては当然適正な利益あった公共事業ですから、手抜きなしに妥当な仕事をし

てもらわないけませんので、それぞれのもう利益のある、またそれなりの応札をしてくるということは当然ですが、そういう談合及び漏えいとか、そういうなんはありますんで、その点について心配するわけです。再度また要らんうわさが立って、警察等のご厄介になるようなことがあったら、これ太子町にとっても不名誉ですので、こういうことを十分にお気をつけていただきたいと。

ただそれと、これも余なことかも分かりませんが、上太田の瓦れき処分場等、仕事が出る前、発注するまでに業者が僕と自分とこに仕事させてくれと言って回りに回ってることも、町民の方が何であそこのおっさん、あそこの社長が自分が仕事とりたいために走り回るとるんじゃないかということも、必ずこれもありますから、うわさじゃなしに、やっぱりそういうことを見てる人がおりますから、議員さん、あんなことしてええんかいなというふうなことも私どもには問い合わせというんですか忠告をされることがありますんで、その辺のこともやっぱり談合とかなれ合いとかというふうなことがあってはいけませんので、あえてそれを言うわけですが、その辺の注意というんですか警戒というんですか、その辺の秘密漏えいを守るというんですか、そういうな感覚はちょっと太子町として、前の事件の後、なお一層気を引き締めてやってもらわなあかんですけど、ごく最近の話ですが、上太田の処分場の件でも、ある社長が自分とこで仕事をさせというなことで走り回ってるというなことを耳にしますと、またかいなというふうなことを心配しますので、あえてこの本席で尋ねてるわけなんですよ。その点について、どこまで考慮しとられるかというんか、警戒というたらおかしいですけど、業者に対しても注意をすとかというなことを当局としてどこまでやとられるか、再度お尋ねします。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） まず、前回といいいますか、ああいった事件起きまして、これにつ

いては町長からの厳しい訓示もございますので、職員は十分そういうことを認識して職務に取り組んでいるというふうには私は思っておりますし、私個人においても、ああいう事件が二度と起こらないように、自分の身としては常にきれいにということを中心に心がけているところでございます。

例えば90%以上が多いではないかというようなご指摘もございますが、やはり建設業者さんの場合も、議員、ちょうど嶋澤議員がいらっしゃらないときかもしれませんが、最低制限価格の公表、現在もいたしておりますが、それをした時点でいつときやはりくじといたしますか、最低制限価格がずらっと並んだときが実はありました。1年ほどたったらすぐに今度は逆に、ある程度の経験を踏まえた中だと思っておりますが、最低制限をやはり公表しておりますので、大体予定価格を類推される状況にもあるというふうなところで、高いところに推移したような気もいたしております。それはそういう状況、これは建設業者さんの方でそれぞれ思いといたしますか、その中の今先ほど申し上げましたが、予定価格と最低制限価格の中での勝負といたしますか、業者側からいうと、その勝負の中でより高いところでとりたいという思いというのは、それは当然だと思います、利益としては。その結果ということが一部高い率にあるのではないかというふうにも考えてるところでございますが、先ほど具体的に例えば上太田瓦れき処分場の件で申されましたが、ある業者さんということで議員のお耳に入ってるような状況を今お聞きいたしました、私個人といたしますか、私にはそういったことも聞いたこともございませんし。ただ、営業活動としてやはりその業者さんが多分その関係のところでも過去取り組んだとか、その関係の免許を持つてるといふことになれば、当然自分とこに声はかかるであろうというふうな状況からの、やっぱり営業活動というのは当然企業としてはされるのではないかというふうに思いますので、それを私ども職員がそれに流されるこ

となくやはりきっちりと対応するということが職員として必要ではないかというふうには考えます。したがって、営業活動そのものを建設業者さんがされる中で、私どもがそれに流されることなく対応するということが、先ほど申し上げましたように大事ではないかというふうにと考えるとございませぬ。適正な利益ということのこともおっしゃいましたが、当然最低制限価格というのはもうほとんど利益のないといいますが、これだけの材料費とかいろんなことの中で出ておりますので、そういう本当に安いといいますが、そういうものですねれば企業として成り立たなくなる可能性もございませぬ。したがって、その最低制限価格と予定価格の中で仕事をしていただくというんか、応札にさせていただくというのが私どもは願っているところでございませぬ、先ほども申し上げましたように、安くてもいいものを太子町としては望んでいるところでございませぬ。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 それはよろしく願いしてですね。ただ、やはりこの仕事、発注そのものを少しでも落札率が下がれば、当然余剰金というんですか予算が浮いてきますので、それをまたそれなりの効果のある使い方ができるだろうと思っております。

それと、予算全体としてももう少し少ないというんですか、金額で見積もりして予算をつくっておくということによってですね。ただ、きのうも学校関係の質問等もありましたが、土木のこの仕事以外、もう何か言えば予算がないですね。学校関係でももう予算がないないで、もうちょっとしたことの子供に対する配慮ですか、そういうなことでも、少なくとも学校関係者に聞いたら、役場へ言うても予算がない言うて断られるんだと、後回しやというふうなことなんですね。これは現実ですよ。私が自分で確かめに行つて確認とつとりますからね。もう嫌ほど教育委員会に言うのは頼むのは怖いんか知らんけど、学校関

係者はもう本当にそういうな遠慮というんですか、そういうな現実があります。それはひいては、これからの太子町を担う子供たちのためにそういうとこで予算を削られたらですね。いつか、これ昔の話ですけど、鳥とかウサギというな子供は飼ってありましたよね、飼育しております、そのときに先生に尋ねたら、えさ代削られるんや言うんで、そんなばかなことあるかいと。今は鳥は飼育してませんが、情操教育にとっては絶対必要なことなんですよね。その予算まで削るということ。というのは、弱い者にしわ寄せが来ているということですから、少なくともこちらの土木関係というんですか、こういうな入札等の節約をするという工夫をして、もう少し予算の配分を考えるべきでないかということを私は言いたいので今回こういう質問をしましたし、それについては90%以上というのは、これはちょっと親方日の丸でないかというような感じがしますので、ほんであえて質問いたしました。予算の配分もちょっと考えてもらいたいという根拠のために尋ねております。

次に行きます。

旧環境センターの跡地について、これについては過去いろいろと質問したり委員会等とかいろいろと尋ねておりますが、一向にガレージ何個貸し付けてるだけだというふうなことで、当然その金額でとっておりますが、再度お尋ねします。旧環境センターの今現在使用している土地、建物、あれだけ、焼却炉だけ、あれはもう別として、何平米あります。平米単価何ぼで貸してます。

それと、もう少し、ガレージを4つ貸してるといっただけじゃなしに、やはり契約を見直して、そのかわりガレージ以外の、トタンで塀をしますね、あの土地、外からは見えませんが、あれあのまま更地ですか。それはちょっと外から見えないので、その辺のことも考慮して契約を見直してはどうかということと、それからなぜかといいますと、外から見える範囲で通ったとこ見ております

が、ガレージは中身は何に使おうと結構ですけど、自動車入れてませんね。というのは、車庫名目で貸すというふうなことでやっておりますけれど、それだったら倉庫として貸すべきではないかと。それと、周りの広いところで車洗うと、それから先の委員会だったかなんかの答弁で、車の出入りのために前の広場要りますというな言葉は聞いておりますけれど、それは当たり前ですよ。ところが、その広場の利用してるといっただけは、現実を見れば当然おかしいですよ。もうそれこそ親方日の丸でその業者に貸してるといっただけですから、やはりもっと、たとえ少額といえども、やはり妥当な賃料をいただくというのが本来の姿勢でないかと思うんですよ。だから、あえて聞きます。何平米で、あと土地全部で、ガレージ何個で、それで契約を幾ら金額で貸し付けているかと、あえて再度聞きます。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） お答えをいたします。

今現在予算を組んどりますのは、車庫が1万円で4区画、それから高圧洗浄機が1台、ちょっと今金額覚えてないですけども、3,000円の12カ月で貸しております。

それから、せんだってでも議会からご指摘を受けまして、作業する場所、それからゴルフ場に隣接した、環境センターからいいますと西側の土地、それと焼却炉の周りでも作業しておりますので、その辺のところを来年度から貸し付けるようにというご指摘も、貸し付けるようにしていきますが、賃料をいただきなさいというご指摘を受けておりますので、そのとおりに事を運びたいと思っております。

それから、ちょっと今手許に資料持っておりませんが、環境センター全体では5,000平米を超えていたと思います。そのことにつきまして、11月の下旬に借り主の方と現場立会をいたしまして、この部分は賃料いただきます、この部分は賃料いただきますというふうな現場立会をしてきたところでございます。

したがいまして、たとえ本当に、もうおっしゃるとおりでございまして、少しの収入にでもつながるのであれば来年度予算から反映したいというふうに担当課としては考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 前向きな姿勢でやっていたいてることでご苦労さまです。

ただ、私は、今の過去4万円であんだだけの広いところをある業者に貸してるということ自体は優遇というんですか、そういう思いがもうどうしてもしますんで、あえてもうひっこいようですけど、本席で最終的に締めくくりの質問をします。今後、まあ。

ということと、それからゴルフ場の下の土地、あれはもうあのまま、外から見えないので、有効に業者さんに使うていただいたら管理等がしやすいと思いますし、実際現地をもう見られたということですから、あれを全体をうまく利用していただいて、少しでも収入のあることの努力をしていただくということをお願いしておきます。

それから次に、会計システムの構築について、会計システムの構築とルールづくりが必要と思う、先の議会で質問いたしました、私の資料では、こういう自治省から地方公会計制度改革についてというのをたまたまちょっとちょうだいしまして、こういうのは当然自治省があれしてますんで、中身を見れば何年何月までにしなさい、何々しなさい、していきなさいというところがずっと書いてあるんですよ。相当枚数が多いんで、たったこれだけを見せておきます。これだけ自治省が会計について企業会計並みにしていくということというふうなこと、全部その指導が入ってると思うんですよ。先の議会でも尋ねたとき、そういう方向で進みますという部長の答弁でしたが、今現在どこまで進んで、どういふふうになってるか、再度お尋ねいたします。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 今、嶋澤議員お見せになった資料は当然私どもも総務省の方から来ております。

それから、ご質問の趣旨は、会計システムの構築とルールづくりはどこまで進んでいるかというご質問でございまして、お答えをいたします。

県主催の研修会があるわけですが、本格的になりましたのが公会計システム研修会ということで、これは県の財団法人兵庫県自治協会、担当課は兵庫県市町振興課財政係でございますけれども、いよいよ本格的な研修会が始まりました。

それで、内容を申しますと、第1回目が11月16日から始まりまして、合計、今後の予定が平成21年度の4月から8月の間までの間、16回の予定されております。講師は大手監査法人の公認会計士によるものでございます。その中で、中身は、貸借対照表、それから行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産計算変動書といった、地方公共団体、一般会計だけではなくに特別会計も含めた連結ベースの財務諸表4表をつくるべく、先ほど申し上げました研修に私ども財政課の職員が2名参加いたしておるところでございます。

それから、前にも嶋澤議員からご指摘いただいたんですが、複式簿記、現在役所の方は現金主義でございますけれども、それをこういったような先ほど申しました財務諸表4表をつくるに当たっては複式簿記が当たり前の世界でございますんで、そういうことをこの研修会で職員が学んでくるといったような、今ただいまの現在はそういうところでございます。

議長（北川嘉明） 嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 そういう研修会に参加された、またこれからも研修等があるかと思いますが、今2名参加してるということですが、やはり参加してきた後、ほかの者というんですか、一人でも多くこういうなん勉強するべきでないかと思えますし、それとやはり時代の流れといいましようか、大福帳では困

りますので、やはり町の会計といえども企業並みに帳簿をつかって、将来また過去いろいろな検討する、また予算を立てるとか、いろんなことに必要で、企業等はどんな企業であってもこれ以上の会計で今成り立ってるのが現状ですし現実ですし、またそうしていかなければいけませんしね。

それと、研修だけじゃなしに、地域の太子町のもう本当に地域の実情を知っておられる経理関係者等も含めて、いろいろと参考に懇談会というんですか、そういうなことでもして、一日も早く前向きな姿勢で取り組んでいただくのが太子町のためになるのではないかと思いますんでね。ただ、こちらの方の今公認会計士等の先生の研修等もあるということをおっしゃってますけれど、やはりそれはあくまでも雲の上の人というんですか、やっぱりもっと太子町の現実を余りご存じないと思うんで、やはりもう地域密着した方にいろいろな意見等、ざっくばらんな研修会というんですか、の必要かと思いますが、その点についてはいかがですか。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） おっしゃることは理解できますけれども、統一のルールによる県下全域の研修会ということでございますんで、私どもとしては県主催のそういった研修で内容を理解していくのが一番の早道ではないかというふうに理解しております。

議長（北川嘉明） 嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 課長の返事はそれで分かりますが、統一というのは当然かと思いますが、やはり井の中のカワズであってはいけませんので、そういうなことをまたいろいろ心広く聞いてというんか勉強して損することないと思いますんで、一日も早くこういう会計、国の流れちゅうんを、時代の流れというんですか、もうやはりそれに沿って、前向きな姿勢で取り組んでいただくことを要望しておきます。

それからその次、町長の日程についてということで、町長の日程の情報を公開すべきで

ないかということですが、町長もお忙しいということをよく聞いておりますが、当然忙しいと、忙しいというより公の人ですから、もう自分の時間はないと言っても過言でないということは重々理解しておりますが、ただ私も議員としましてはやはりもう少し町長に接する機会というんですかがあって、町長自身がどういうお考えで、どういう方向で、太子町をよくするためにご尽力いただいているかというなことを世間話と言おうか、そういう時間がもう少し必要ではないかということがまず1点と、それと町長自身も本当に太子町のトップですし代表する方ですから、町民の方にも、私はこんな日程をこなしてますとかね。町長室というのなかなか入りにくいというのが現実ですから、やはりもう少しオープンにされてはいかがですかということをまずお尋ねします。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 町長の日程の情報公開ということでございますが、これは先日の上田議員さんの方からのご質問にもありましたように、現在においては公務スケジュールの公表については考えてはおりません。各一般住民や自治会長との面会等も企画調整課の政策課の方におきまして調整をさせていただいた中で現時点では支障がなかったということでございます。しかしながら、先ほどのオープンとかいろいろございますが、議会運営上の関係によりまして、そういった公務スケジュールが必要な場合は事前に連絡をいただければ調整をさせていただきまして、できるだけそういう情報の公開というんですか、そういったものをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 太子町を代表する町長ですから。ただ、私どもも議会も人数は多いですけど、選挙で町民の方から選ばれたとりあえず代表ですから。それぞれの票が違いますから、そんなこと代表とも大きなことは言いま

せんが、議員になった以上は町民の代表であり、その辺を町長のお考え等をもっとざっくりと世間話に近いような感覚でもう少し懇談する時間があつた方がいいなあというふうに私は思います。かみしも脱いでそういう座談会があつても、議員と町長とで懇談会というんですか、そういうなんあつてもいいかなあと思うのが私の希望です。

それぞれの代表者がそれぞれの意見で、当然議員は、町長の反対派じゃないですけど、やはりすべて何でもはい係では議会の役目を果たしませんので、それなりの議員としての要望とか、また発言をしてるつもりですが、採決に当たりましてはすべて反対派やで、あいつは町長の反対派やというて町民の方からレッテルを張られておりますが、決してそうではない。やはり反対するべきところは議員として反対してるというふうな姿勢を私は貫いてるはずですが、決してこれだけは言っておきます。何、町長の反対派で、町長を邪魔する議員で、ごじゃな議員ではございませんので、その点よろしく願いしまして一般質問終わります。

議長（北川嘉明） 以上で9番嶋澤達也議員の一般質問は終わりました。

次、7番井村淳子議員。

井村淳子議員 失礼いたします。

7番公明党井村淳子、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、がん対策についての質問をいたします。

現在、日本では年間102万人の方が亡くなり、そのうち約3分の1に当たる32万人強の人ががんで亡くなっております。その数字はどんどん増えて、近い将来2人に1人はがんで亡くなる時代が来ると言われております。

日本は、平均寿命の伸びに伴い世界有数のがん大国になりました。しかし、がん医療に関しては、地域間格差、病院間格差、どこに住んでいるか、またどの病院で受診するかで受けられるがんの治療の内容とレベルの格差があり、よい治療をしてくれる病院、医師を

探してさまようがん難民と言われるほど、十分な情報を得ることも困難で、安心して相談できる窓口も不十分です。

がん治療には早期発見、早期治療が不可欠でございます。これまで太子町では町ぐるみ健診等の取り組みにより啓発し、受診を呼びかけてきておりますが、太子町における18年度のがん検診受診率は21.2%と、2割の人しか受けてないような現状であります。

公明党の推進で昨年成立した、がん対策基本法が平成19年4月1日から施行されました。その中で、地方公共団体の責務について、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し及び実施するとしており、また国民の責務についても、喫煙、食生活、運動、その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じがん検診を受けるよう努めなければならないとしております。このがん対策基本法を受け、兵庫県でも平成9年から取り組んでいる新ひょうご対がん戦略会議に諮問をし、現在がん対策推進計画の策定が進められているところであります。

そこで質問ですが、1、がん予防に対する町の施策、また取り組み状況はいかがでしょうか。2、がん検診の質の向上に対する取り組みについてはいかがでしょうか。3、乳がん受診率の現状と今後の取り組みについて、以上3点を質問いたします。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） ただいまのご質問につきましてお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目のがん予防に対する町の施策、取り組みの状況のお尋ねでございますが、今先ほど議員が言われましたように、この1次予防的なものとしましては、食育を含めました生活習慣の改善、それから喫煙対策といったことが挙げられておりまして、具体

には健康教育という大きな項目の中で各種講座、あるいはウォーキング教室等々を行っておるとおるところでございます。そして、一番主体になっておりますのは、この2次予防と言われております検診、がん検診でございます。これも現在は町の任意事業と、任意の事業という位置づけでございますけれども、前の法律に従って現在もこの検診については実施をいたしておるところでございます。何置きましてもこの受診率が大きな要素でございます、その取り組みでございますが、これまでも常任委員会等でたびたびご指摘を受け、またお答えをしまいった内容でございますけれども、やはりこのがんに対する早期発見、早期治療の大切さということを広く周知をして、いろんなまた機会を通してその検診、受診を勧奨するといったところで推移をしてきておるところでございます。

2点目でございますが、検診の質の向上ということでございます。基本法にもうたっているんですが、本町といたしましても質の向上といいますと、手法の改良とかといった面にはなかなか関与といいますか、がでにくいわけでございまして、最新の検診機器、また高度な技術を持っておられるそういった検診機関に委託、お願いをしておるところでございます、やはり国の主導のもとでがんの早期発見の手法の改良、また開発、研究といった分野に大いに我々は期待をしておるところでございます、そういった情報のもとにこういった高度な機器、技術をもって検診をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、3点目でございますが、がんの受診率の現状でございます。もう既に18年度の統計資料等は今議員さんもお知りだと思っておりますが、この乳がんに関しましては18年度、県の方へは地域保健、老人保健の事業報告という形で382人、15.8%という数字をもって報告をいたしておるところでございます。この数字がどうかということなんです、この報告につきましては、俗に言います

会社等の職域での受診の数というのは含まれておらないという内容でございますので、それらも含めての感じだと、今言いました15.8というよりも高い率になってくるわけですが、やはり欧米等と比較をいたしますとまだまだ低うございます。国の方はこの基本計画の中でも向こう10年で受診率50%以上という目標数値を掲げておるところからも申しまして、今後やはりただ地方自治体だけではなく、もう国も初め国民、それからましてマスメディア、いろんなあわせての取り組みは必要であろうというふうに思っております。受診率の向上に向けてなお一層PRに努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

井村淳子議員 今お答えいただきましたけれども、私もこの太子町の衛生統計をずうっと14年度の分から家でございますので、いろいろ調べてみました。太子町の死亡者は平成14年から18年の5年間で1,122人の方ががんで亡くなられて、人数は347人と、死亡原因の1位を占めておりました。これは全体の3割が悪性腫瘍、がんで亡くなられているということです。早期発見、早期治療につながる健康診査の受診率を高める体制づくりがさらに必要でございます。先ほども福祉部長言われてましたけれども、受診率を高める体制づくりをやっぱりさらにこれからもっともつつくっていかなくてはならないのではないかと思います。

18年度の衛生統計、先ほど乳がんの検診では385人で15.8%だと言われたのは私の手許にはないんですけれども、18年度の衛生統計年鑑からちょっと私は資料見てますので、それでさせてもらいますけれども、このがんの受診率というのが、胃がん、大腸がん、前立腺がん、大体20%台をいっております。大体、毎年このような感じで。肺がんについては、地域巡回の検診があることも関係しているのかもしれないけれども、受診率は

43.2%とかなり高い受診率をいっております。子宮がんとか乳がん検診は、いろんなレディース検診とか、そういう受けやすい体制ということで考えていただいておりますが、まだまだ低いのが現状であります。がん検診では、がんによる死亡率を減らすためには、少なくとも対象人口の60%受診する必要があると言われております。町でも目標を掲げて取り組むことが大事ですが、その数値については今触れられておりませんが、またその数値についてはどういう目標を立てられているのか、それについてまた再度質問いたします。

それと、乳がん検診、今言われておりましたけれども、2012年末までに受診率50%の目標を国は設定してきております。これについても、町としてはこれ今後乳がんのこの数値を今先ほど15.8%言われましたけれども、18年度ではさらに低い11.1%ということでありました。16年以前の視触診、視診、触診ですよね、そのときよりはマンモグラフィーの導入によりかなり受診率は、若干か、かなりではありませんね、若干上がっておりますが、まだまだ低いのが現状であります。豊岡の方では今の受診率が41.1%ということで、県内でもトップであるそうであります。子宮頸がん検診と乳がん検診をセットで受けられる集団検診をしたり、また受診については広報のほか、各地区の健康づくりの組織の推進委員とかという方がおられまして、その方にも呼びかけてもらってかなり高い受診率を維持しているということお聞きしております。県では国のそういうがん対策推進計画に伴って設定しておるわけでありまして、町としても今後この乳がんの数値についてはどのようにとらえておられるのか、それについてまたお答えください。よろしく願いいたします。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 今、県の方ではその法律に基づきまして、兵庫県がん対策推進計画なるものを今ちょうどパブリックコ

メントの意見募集中でございまして、法に基づきましてこの年度末、3月末までに計画を策定するというようになっております。

今、本町での計画数値というお尋ねでございましたんですが、この県の推進計画を受けまして、町もそれに倣うといいますが、その計画の線でもって推進をしていくということになるかと思っておりますので、まだ具体的な数値的なものにつきましては県計画というのもまだ正式にはでき上がっておりません。今、意見募集中でございまして、それらを見て考えたいというふうに思っておりますので、

議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

井村淳子議員 それでは、がん推進計画の策定に伴いまして、また目標を設定していただきたいと思っております。

乳がんていうのは女性が一番よくかかるがんなんですけれども、大体この乳がんにかかる女性は20代前半から40代後半にかけて急激に増加していると。また、今町の検診では平成16年以降40歳以上の方が対象となりました。また、統計によれば30歳を過ぎたころから発症する人がぐんと増え始めるということで、今テレビとか新聞等でもよく報道されているところであります。住民からも対象を16年以前の視診、触診のときのようにマンモグラフィーの検診を30歳からにしてほしいという声も聞いておるわけですが、対象を30歳に引き下げる考えはないか、それについてお聞きいたします。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 確かに30歳という、これまでの調査の対象年齢的なものもございまして、住民の皆さんの中からそういった声が上がっておるということ、今議員さんの方からおっしゃってますが、私どももそういった数値的なものもございまして、これも県計画を受けての、また検討の課題ということで、この場ではお答えをさせていただきたいというふうに思います。

議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

井村淳子議員 じゃあ、それもあわせてよろしく願いいたします。

兵庫県の県立成人病センターではPETという精度の高い診断や手術、放射線治療法や化学療法による高度な集約的治療の提供、またテクノにあります県立粒子線医療センターでは、最先端の治療法である陽子線治療と炭素線治療の一般診療を順次開始するなど、県立医療機関におけるがん医療の高度化もかなり進んできております。また、既にがん診療連携拠点病院に10病院が指定され、近隣では明石の県立がんセンター、また姫路の国立、赤十字病院、赤穂では赤穂市民病院と、割かし太子町の近くではそういう質の高い医療体制が進んでおります。また、そういう環境づくりもようやく踏み出したところではありますが、こういうがんに対する施策、制度についてもなかなか認知度が低いので、がん検診の必要とあわせて広くPRしていくことも必要であると思います。また、忙しい人でも、その期間に縛られるのではなしに、気軽に受診できる健康体制の見直しや充実も考えていく必要があると思いますが、このPRとかそういう検診体制の見直しについては今後どういうふうに考えられるのか、またその考えもお聞かせください。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） これまでも、この受診についての受診率向上、それからそれに結びつく環境の整備といったところで委員会の方でもたびたびご意見をちょうだいしたりといったことがございまして、なかなか決め手となるようなものというのではないわけでございますけれども、あらゆる機会をとらまえてのPRに尽きるということであろうと思います。また、今やっぱり国を挙げてがんに取り組むということがございますから、本町に限らずやはり国レベルでのマスメディアを使ったような啓発といったようなものが効果があるのではないかなあというふうに思っておりますのでございます。

議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

井村淳子議員 公明党の推進でがん対策がこれからどんどん進んでいくと思いますけれども、言うまでもありませんが、がんの多くは初期の段階では症状がない。がんによる死亡率を下げるには、この症状のない時期に検診することが大事であります。がん対策基本法の施行を機に、町においても受診率向上に積極的な取り組みをお願いしたいと思いません。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。

次に、子供の安全確保について一般質問いたします。

学校内や通学路で子供が被害者になる犯罪が相次ぎ、子供の安全をどう守るのか、大きな社会問題になっています。太子町のお隣のたつの市新宮町の女兒傷害事件や最近の加古川市の女兒刺殺事件も記憶に新しく、本当に悲しい事件が周りで起こっています。

町においては、地域の防犯グループの協力による学校の登下校の見守りや青色灯パトロールカーでの見回り、新小学1年生への防犯ブザー配付などいろいろな安全対策に積極的に取り組んでいただいております。しかし、子供自身が危険を予測し回避できる力をつけることも大切であり、実践的、体験的な防犯教育を推進していくことも重要であると考えます。

そこで、質問の本題に入ります。

平成13年6月に起きた大阪池田小学校の事件を機にCAPプログラムを導入する学校が増えてきております。まず、CAPプログラムについて、ご存じとは思いますが、少しだけ説明させていただきます。

CAPと書いてキャップと言っておりますが、これはチャイルド・アソルト・プリベンションの頭文字をとって略しております。つまり訳しますと、子供への暴力を防止するという意味です。もともとは1978年にアメリカのオハイオ州コロンバスにあるレイブ救援センターで開発され、日本では平成9年に東京都の葛飾区の小学校で初めて導入されまし

た。導入した反応はとても好評で、現在では葛飾区のほとんどの小・中学校で実施しているようであります。

子供が心配だからといって大人が常にそばについているわけにはいきません。子供たちに何々をしてはいけませんと危険防止策を教えるだけではなく、このCAPプログラムでは危険に遭遇したら、1、勇気を持って嫌だと言う、2、その場から逃げる、3、だれかに相談することを基本にしながら、寸劇や歌、ディスカッションなどを交えて、実際に起こりそうな出来事を紹介し、危険への対処の仕方を学ばせます。そして、子供たちがいじめや痴漢、誘拐、DV、虐待、性暴力といったさまざまな暴力に対し何ができるかを教えるプログラムであります。1997年の神戸市須磨区の連続児童殺傷事件などを機に全国の小・中学校でも授業に取り入れるところも増えてきております。

今、私たちの身近で凶悪犯罪が起きている中、このCAPプログラムを太子町も取り入れてはどうでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。子供の安全確保についてでございます。

全国的に子供たちの安全を脅かす事案が後を絶たない現状は憂慮すべきことと考えております。町内におきましても声かけ事案や電話による個人情報の引き出しなどの発生もありますので、児童・生徒に対しましてはその都度注意喚起を行ったり、青色回転灯をつけた公用車によるパトロール、これは下校時間帯などの巡視、または地域や保護者の方々によりますパトロールの実施など、あらゆる方面からのご協力を得ながら発生の防止に努めているところでございます。

また、町内の学校では、たつの警察の指導によります防犯訓練、防犯教室の実施や指導を徹底的に行うなど、子供たちの発達段階に応じた安全教育、防犯教育を推進し、児童・

生徒の防犯意識の向上に努めております。今後も現在の取り組みの一層の充実を図ることを学校に対しまして指導していきたいというふうに考えております。

したがいまして、現時点でのCAPの取り組みについては今のところでは考えておりませんが、内容的には一度研究してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

井村淳子議員 今、まだCAPっていうプログラムを取り入れるお考えはないと、これから研究していきたいということでもあります。私もCAPっていうのはどういうものかわかりませんでしたけれども、11月5日の新聞にも載っておりました。最近いろんなそういう日刊紙にも各地の取り組みということで紹介されておりますし、期限を切ってでありますけれども、CAPのプログラムをするところについては補助金とか何かそういうお金を出しましょうっていう、そういう施策もいろんなNPO団体とか、そういう新聞社とか、そういうところでもしておりますので、そういうまた機会をとらえていただいて実践化していただけたらと思います。

言うまでもありませんけれども、事件というのは助けてくれる大人がそばにいないときに起こりやすく、児童虐待などはほとんど事件が起きてからしかもう発見できておりません。また、通学途中でも事件に巻き込まれるケースもやはり人目がない場所で起きています。事件が起きてからでは本当に遅いので、事件を未然に防ぐ力をつける、このCAPプログラムの導入を検討する価値が大いにあるのではないかと思います。

先ほども防犯訓練とかそういう機会を通して、警察の協力も得ながら子供たちに指導しているということでありましたけれども、このCAPプログラムは実践的に子供に体験させる、自分もそういう劇の中に入って、お母さんが事故に遭ったから今から病院に行くよって、そういう声をかけられたら子供が嫌だ

っていうことを声を発して言う、本当に子供自身にそういう場面を設定して、子供に体験させて自分を守るっていう方法を身につけていくこのプログラムですから、若干やはりNPO団体とかそういうところがしておりますので、ボランティアで教えてくれるところがまだないんですけれども、国内では今160のグループが普及活動をしておりまして、ほとんどが特定非営利活動法人、CAPセンター・JAPANと、これが西宮にあるわけですけれども、そこが支援しながら、今年の3月までに約177万人の子供たちがもう既に学んでおります。兵庫県内では神戸とか三田市などにも9つのグループがあって、学校などでも体験的に参加型講習、ワークショップと言っておりますけれども、参加型講習を開催されております。ほんで、これは子供だけではないに、大人もかなり実践に役に立つと。最初の発祥、先ほども言いましたけれども、レイプのそういう被害からこういうCAPっていうのができたということで、大人も子供もそういう危険な場面に遭ったときにはどういう対応したらいいかということが学べるということで、今盛んに取り入れられております。

ほんで、いろいろ今の時点では難しいということではありますけれども、例えば1学年だけ取り入れるとか、また町の出前講座の一つにするとか、いろんな形で実験的に検討して、していく価値があると思うんですけれども、少しずつ取り入れていくようなそういう考えはないでしょうか。今んとこ取り入れる考えはないと言われてましたらなかなか実践、実施するまでにはかなり時間がかかってきますので、一步踏み出すということで何かそういう1学年だけでもやってみようっていう考えは今のところないでしょうか、お聞きいたします。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 先ほど次長が答えましたように、私は現在太子町でいろんな形で教育委員会、学校含めて安全対策をやっとな

ですけど、それを土台にしながら、やはりこの新しいことについては、まずその中身の徹底というんか意識というんか、そういうものに取り組む学校側に研究さす勉強さす必要があると思います。その上で、今おっしゃいましたように決して悪いことでないんで、私の調べたんでは、現在では世界で16カ国、日本では160のグループがある、8市以上が都市として宣言して取り上げてるというのも調べております。ですから、そういうところも含めて研究して、校舎長会で方策を立てていきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

井村淳子議員 ありがとうございます。ぜひ、このCAPプログラムをさらにいろんな面で研究、検討していただきたいなと思います。

あとは要望になりますが、全国で初めて葛飾区でCAPっていう事業が行われましたが、そこでの修了後の1カ月後のアンケートでは、いじめてくる友達に嫌だと言ったらやめてくれた、けんかを余りしなくなった、自信が持てるようになった、勇気がわいてきたなどと大変効果が上がっていることが分かっています。また、お母さんからの回答の中にも、自分も子供のころ虐待を受けていました、このCAPプログラムを身につけておけば自分も防げたかもしれないと書いてありました。この太子町の現在行財政改革をしている中、このように新しいことを取り入れるのはなかなか難しい面もあると思いますが、当局には積極的に調査研究していただき、また取り組んでいただきたいことを要望しまして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（北川嘉明） 以上で7番井村淳子議員の一般質問は終わりました。

次、5番服部千秋議員。

服部千秋議員 5番服部千秋、通告に従って一般質問をさせていただきます。

1点目ですが、教職員が積極的に充実して

職務を遂行できる職場をという点について質問いたします。

ここ数年、教育現場では幼・小・中・高・大を問わず、サービスを提供されている側からのクレームが増大しているように思われます。そのクレームや要望自体やその背景については、ここでは論議いたしません。今回の質問の趣旨は、教職員が生き生きと働けているかに的を当てて行きます。

教職員が生き生きと職務を遂行すること、そして生き生きと職務を遂行できる職場の状況をつくることは、校長にとって極めて重要な役割であると思います。また、それをつかさどる教育委員会や教育長にとって極めて大事なことであると思います。設備の充実も大切であっても、何よりも現場で教職員がいかに子供たちと向かい合って、充実して職務を遂行できているかが教育にとっては大事であります。

最近、必ずしも正しくないような、また保護者の自分の立場から見ただけの幼稚園、小学校、中学校や担任に対する要求やクレームが中にはあると思われまます。その数が以前より増してきているのではないかと思われまます。最近のテレビの中でもそのような具体の例が報じられていましたが、もちろん言うべきことを言うていただくことを否定するという意味で申し上げているわけではありませんが、失礼な言い方になるかもしれませんが、保護者の方ももう少し考えていただきたいと思われるような場合もあるのではないかと思われます。

このような中、先生方は精神的に疲れてはいないか。疲れないようにするための配慮、学校経営を行っているか。仕事に疲れても、それが心地よい疲れとしてこれからの職務に生かされるよう教職員は心の中で解消できているか。そのような視点を含めて教育委員会は学校を指導監督しているかお尋ねします。(もちろん、それ以外の視点も指導監督に当たってはあるわけですが、今回はこの視点を中心にしてお尋ねしています。)

もちろん、教職員側にも教育を受けておられる児童や保護者様に対する真摯な態度は必要であり、そのことを否定するものではありません。今回の質問の趣旨は、教職員に生き生きと働いてもらうことは子供のためになる。そのために教育現場で教育委員会として何か対応できることはないか。先生方の置かれている状況に対して少しでもしてあげられることはないかという趣旨でお尋ねしています。

教職員がサービスを受けられる方々の立場に立って職務を遂行しなければならないのはもちろんのことです。これまで教育長や教育委員会が何もしていないとか、やり方が生ぬるいとか責める趣旨で聞いておりません。教職員が生き生き生きれるよう校長や教育長や教育委員会は努めてほしいし、そのためにこうやりたいということをなかなか難しいかもしれませんがお聞かせいただきたいと思えます。

教職員をも見守ってあげながら温かく育てあげたい。教職員を育てることは教育の向上につながり、そのような人材に町内で働いてもらうことは町としての財産であり、子供たちのためであり、地域のためであります。

お願いします。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 服部議員の教職員が精神的に充実して職務を遂行できる職場づくりを教育長として、あるいは校長としてどのように考えていけばいいかという点についてお尋ねだったと思います。

近年、学校に対する理不尽なクレーム、要求、すなわちモンスターペアレントという問題につきましては、太子町においても少なからず出てきております。このことが先生の精神的な負担になっていることは往々にして存在することではないかと思っております。後で数字を申し上げます。

教育委員会といたしまして指導いたしておりますことは、問題を一人で抱え込まず、学校長初め管理職、主幹教諭、学年団、生徒指

導など全体の問題として位置づけ対応するよう指導しております。このことを常日ごろから私としては言い続けております。また、学校に配置いたしておりますスクールカウンセラー、本町は県からと町独自とがあります。そのカウンセラーの積極的な活用も促しております。

なお、法律的な問題が起きました点につきましては、顧問弁護士とも相談いたし、解決に当たっております。

兵庫県におきましては、本年度は新たにすべての教育事務所に教育相談窓口を設け、学校への支援をやり始めております。相談体制としましては、学校関係OB、それから警察関係OB、それから福祉士、臨床心理士などで構成する相談員を配置し、中立的、専門的な立場から助言、指導が受けられるようにいたしとります。

また、相談方法といたしましては、来所、電話等による相談のほか、喫緊の場合の事案については相談員が直接学校に出向き、学校運営上や生徒指導上の問題等さまざまな事案について、保護者からの苦情も含め、相談を受けております。具体的なアドバイスをその場で行う体制をつくっております。現在のところ相談窓口の利用はございませんが、事案発生にはできる限り早い対応を心がけ、教職員の負担軽減と問題解決を図り、先生が児童・生徒の教育に打ち込める環境づくりに努めております。

ちなみに、どれくらいのそういうので病気になってる先生あるいは精神的になってる先生がいらっしゃるか申し上げます。普通疾患の場合と精神疾患の場合とあります。小学校では、普通疾患の場合は397人、そのうち西播磨は26人。それから、中学校の場合は、普通疾患の病気が265人、そのうち西播磨は10人。それから、トータルしますと小・中合わせて662人、それで西播磨ではそのうち36人。次に、服部議員が心配なさってる、特に精神的な疾患では、県では168人、そのうち西播磨は6人、これ小学校です、失礼。中

学校は122人、西播磨は現在のところありません。県全体では精神疾患は290人、西播磨は6人。全体で両方合わせてでは、精神疾患と普通疾患と合わせてでは952人、そのうち西播磨では42人の先生方がそういうことで、特に精神疾患の場合の先生方はうつ傾向で、現在勤務はなされておられません。申し上げますが、太子町では今のところゼロでございます。一人もありません。

以上です。

議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

服部千秋議員 今、数字まで言っていたきまして、本町においては精神的な面でのケースはないということでしたが、私もこの数字は事前に知っておりましたけども、これだけ多くの方が学校を先生が休んでいるというような実態で、本当にぜひとも改善して、今まで以上に頑張っていたきたいものだと思います。

特に、今先ほど教育長が言われました点で、私もこの点大事だと思ってるんですが、チームとして対応すること。従来ですと教員の世界では、例えばどこかのクラスで何かがあると、あの教員は指導力がないとか、そういうような雰囲気があった場合も見られません。しかしながら、いろんな問題が今起こっております。そしてまた、自分一人の力だけでは本当にみんな対応して指導できるかというと、これはやはり学年団で協力したり、先ほど今教育長が言われましたように、校長なり教頭なり主幹教諭なり、そういった者がいろいろ協力することの必要性も言われました。ですから、最近ちょっとずつ変わっているかもしれませんが、よそのクラスの子であってもお互いが指導できるような雰囲気づくりをぜひとも今後とも校園長会でも話をさせていただいて努めていただきたいと思っております。

では、2点目についてお尋ねをいたします。

小・中学校における主幹教諭制度をどのように機能させようとしているか。4月から主

幹制度により主幹教諭が町内の小・中学校にも存在します。主幹教諭の役割と4月来の実態について伺います。

若い教諭によりよい教諭に育ていただくための役割を（学級経営や生徒指導、保護者への接し方などの面で）主幹教諭に果たしてもらいたいと思うが、いかがでしょうか。

現在、主幹教諭の担当する職務として、その内容は何担当として各小・中学校で発令しておられるか。その具体についてもお聞かせ願いたいと思います。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 主幹制度は、この4月から導入されたところということをまず最初に申し上げときます。

これまでの学校組織は、校長、教頭のもとに個々の先生がフラットな関係で授業や教育指導を行う実態でございました。ところが、近年学校に求められる機能、課題が多様化、複雑化し、さまざまな教育課題に対して組織的、機動的に対応していくことが求められております。このようなことから、教員集団の中のリーダーとして円滑な学校運営の推進や教員の資質及び能力の向上など、学校運営、教育活動などの中核的な役割を担う職として主幹制度を設置されてきました。

太子町では平成19年度、小・中合わせて現在16名の主幹教諭を登用しております。学校運営や教育活動において、現場リーダーとして学校運営のコーディネート等や、あるいは支援を行うとともに、新たな教育課題への対応では、地域や関係機関との連携、業務の調整、進行管理等の中核的役割を果たし、的確に対応するようにしております。また、人材育成支援や共同体制の確立においては、豊富な知識や経験を若手教諭等に対して事業改善や研修の支援、助言を行っているところでございます。これが主幹教諭の主な任務でございます。

そして、その実態ですけど、その点では現在龍田小学校、斑鳩小学校に各1名。その任務の内容は、教職員の育成、指導、調整担当

を斑鳩と龍田に置いております。続いて、太田小学校では、若手教員育成担当、学年間連携推進担当、特別支援教育推進担当、教育課程推進担当、教職員研修担当の5名の主幹教諭を置いております。石海小学校では、教職員の育成指導担当、いわゆる若手の育成です。それから、学校運営の企画調整担当、学校保健担当の3名を石海小には置いております。太子西中では、学校運営企画調整担当、教職員の育成指導担当、これ新任の教員に対してです。太子西中は2名の主幹を置いております。続いて、太子東中では、PTA活動推進担当、学習指導法推進担当、学年間連携推進担当、特別支援教育推進担当の4名、それをそれぞれ発令して、最初に申しましたように主幹は太子町では16名置いております。

なお、主幹教育に対しましては年間3回の研修を義務づけられております。いずれにいたしましても、導入初年度でございますので、いろんな面で課題もこれから出てくるのではないかと考えております。年度末には1年間を総括して、この職が組織の中でどう生かされるか、どう機能していくか検証し、次年度へつなげていきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

服部千秋議員 主幹制の運用状況について調べてみますと、全国の状況ですが、本県では今年4月からなんです、それより前にやっているところもあります。それで、その職名としては主幹総括教諭、主席とか、名前、職名も異なっておりますし、それに対しての期待される役割も全国の県や市によって若干異なってる面もあるようでございます。

先ほど、今年度のことを総括して次年度につなげたいというご発言ですが、本町においてはこの主幹制度をどのような点に重点を置いて今後進めようとされているか。私は、先ほど来も出ておりましたが、教員をよりよい教員として育てること、生徒指導の諸問題に耐え得る教師をつくること、地域への対応に

ついて配慮できる組織をつくること、教務上の諸問題に対応できること等、ほかにもありますが、こういった点に重点を当てていただきたいと考えますが、教育長はどのようにお考えですか。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 今、服部議員がおっしゃったとおりでございます。そういう点にやはり生かしていくのが働きやすい、先ほどの精神疾患の先生方が増えてる中において、やはりそういうふうにやっていかんと先生方の特に横の連携がうまくいかなくなると思います。組織として動くようにするためにも、ぜひそういうふうにやっていきたいと思えます。その中でも3つに目的を絞っていききたいと思います。学校運営や教育活動のリーダーの先生の体制づくりをやっていきたいと思えます。それから2つ目としましては、新たな教育課題への対応をやっていきたいと思えます。これからまだいろいろと新しい問題が課題が発生してくると思えます。それから3つ目といたしましては、人材育成支援、共同体体制の確立、こういう点で目的を持って、今服部議員がおっしゃった方向でやっていきたいと、そんなふうにご考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

服部千秋議員 この主幹制の身分についてお尋ねいたします。

例えば埼玉県では人事異動のたびに発令をされています。東京都においては一たん発令されると人事異動後もその職の身分を有するということに、これも全国において一様ではありません。本県、本町の状況についてお尋ねします。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 兵庫県の場合は、例えばAという小学校で一度主幹に任命されたら次の学校でもそれを継続するという形になります。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

服部千秋議員 その発令についてですが、この主幹教諭を、これも全国によって違うんですが、本人の希望を出してもらって、そしてそれに基づいて判断して発令しているところと、本人にも聞かなくても、それも聞かなくても任命しているという場合もあるんですが、本県の場合はいかがですか。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） これは本県の場合は本人の希望は一応聞きますが、それをもとにして主幹を任命はいたしておりません。管理職の方で必要とする人を、あるいはそれに該当する適当な資質のある方を主幹にいたしております。それともう一つは、ゼロにならないように学校のバランスを考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

服部千秋議員 本人が希望されなくてもなられてる場合もあるんですか。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 兵庫県におきましては、そうでございます。

議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

服部千秋議員 といいますのは、東京都においては希望をとっておりまして、その希望が少なく、都の教育長が考えてるような人数が集まらなくて、その条件をちょっと緩めようというような動きもあるのでお尋ねをいたしました。

それで、今人数ですね、龍田が1人、斑鳩が1人、太田が5人、石海が3人、太子西が2人、太子東が4人ということで、この4月から始まったので、人事異動のこともあってこのような人数に若干のばらつきもあるのだと思いますが、この主幹ということは法令上、任意設置となっていると思います。したがって、人数も何人置かならんというような決まりも恐らくないと思うんですが、どれぐらいの人数が主幹になっていただいたらいいと、この本町においてはなっていたらいいと考えているか、もしその点ありましたらお願いします。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 最初に申し上げます。県下全体では小・中合わせて836名です。本町は、そのうち小・中合わせて16。それで、私の感じというんですか、あるいは町村の教育長の中で話し合ったんでは、大体10名から15名で1人でいいじゃないかと。ただし、それが30名、40名、太田小みたいに51名の職員になりますと、やはり10名に1人ぐらい要るんじゃないかと、こんなふうに教育長の中では話が出ておりました。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

服部千秋議員 こういうことをお尋ねしましたのは、どういう職務を具体的に学校経営の中でこの主幹に担当させるか。それから、またマンモス校とか小さな学校とかいろんなそれぞれの学校の状況、またその置かれた状況があると思います。ですから、その点も十分今後考慮に入れていただいて、十分にこれが機能するよという趣旨でお尋ねした次第ですので、よろしくお尋ねいたします。

では、続きまして3点目の質問に移らせていただきます。

来年度から地籍調査の人員増を求めたいがという点についてお尋ねいたします。

来年度から地籍調査事業を進めるべく進めているが、現在の人員は1名であり、ほかの職務と兼任の状態であると当局は答えてきています。また、太子苑地図混乱解消に対しても地籍調査事業を用いようとしていると当局は答えてきています。しかし、現在の人員では、最初にやろうとしてる沖代部分でも今のペースでは数年かかるのではないのでしょうか。町内の地図混乱を解消するためにも、また町内の土地の地籍がより早く正確に把握されるためにも、私はこの任に当たる人員を最低でも2名に、願わくばぜひ3名の体制にした方が仕事がスムーズに進むと考えております。1人では極めて困難だと考えております。ほかにも役場の当たるべき仕事がある中ではありますが、地籍調査に今年以

上に力を入れる、来年度から人員を増やすべきだと思いますが、この点いかがでしょうか。

また、今後地籍調査を続行していく中、町負担分の費用が継続的に必要であるわけですが、その財源は大丈夫かという点についてお尋ねいたします。太子町全域を行うと総経費は幾らになるとお考えですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

地籍調査事業ですか、これは来年度から実施する予定であります。その中で現在の準備段階で人員を兼任というのは、当然その事業がまだ始まっておりませんから兼任という立場でございます。来年度から専任1人を割り当てまして、その中でその今の産業経済課の中で兼務者、もしくはそういう対応のことを考えながら順次事業をやっていきたくと。

それで、平成20年の事業の規模でございますけれども、約10ヘクタールを考えております。この10ヘクタールといいますのは、現在街づくり課で事業しております揖保線の用地測量の面積と同じぐらいでございます。1人の専任で、とりあえずあと応援部隊ということではいけないかというふうには判断いたしております。

それと、財源は大丈夫かというお尋ねでございますけれども、この地籍調査事業につきましては、国が50%、県が25%、町が25%という負担割合となっております。そのうち、町の25%のうち80%が特別交付税扱いで歳入になるということでございます。ですから、実質5%の負担ということになるというふうには説明を受けております。

それと、経費、総事業費でございますけれども、総事業費ベースで平地部だけを実施しますと、総事業費としましては約10億円。期間は、途中から規模を面積を膨らませてやることによりまして若干短くなるかもしれませんが、大体30年前後はかかるのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

服部千秋議員 今、総経費についてご説明がありました、山林を入れると幾らになるんですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 山林の面積は約7平方キロあるんですけども、その試算した資料は持ってきておりませんので、ちょっと分かりません。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

服部千秋議員 平地で約10億円、その中で町負担分が25%、そしてそのうち80%がまた国から返ってくるということでした。ですから、全体的に見てもそれほど多くの額ではないかと思っておりますので、必要な事業であるので、ぜひ頑張って、早急に速度を上げてやっていただきたいと思います。

また、県の県土整備部の公共事業予定地で用地買収を予定している区域を地籍調査事業を先行して行う場合には、公共事業の早期完了及び費用軽減並びに地籍調査の進捗のアップを図るため、県からの支援が得られ、実質先に今部長が答えられた5%の分も、今申しました場合には県から支援されることもございますので、これに絡められる部分が少しでもありますならばこれも含めていただいて、ぜひとも積極的に進めていただいて、この町内の地籍混乱が解消し、末代にわたって町民の皆様が困られることのないよう強く要望をいたしておきます。よろしく願いいたします。

終わります。

議長（北川嘉明） 以上で5番服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次、14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、1番の兵庫県の新行革プランへの対応についてであります、この件については先の本会議でも他の議員から質問があ

ったところであります。県は先月の5日に新行革のための行動改革指針、いわゆる新行革プランの原案を発表しましたが、それを28日に公表いたしました。その素案に今後の検討課題を加えた推進方策案、また同時に県会の行財政構造改革調査特別委員会にこれを示したと、こういうことについては報道のとおりであります、このプランが太子町に与える影響はどうかという点。また、暮らし、福祉、医療、教育等、住民の暮らしに直結する施策等の維持継続を求めることが肝要でありますし、これへの対応について伺いたいと思います。

また、町行政に係る事務事業、補助負担等の影響についての説明を求めたいと思います。せんだっての質問の中で答弁されてる内容は一応私もメモしたつもりではありますが、全体が正しいかどうかちょっと不安な面もございますので、一応の答弁。それから、県がいわゆる県単事業でやっているものについても本町には住民に影響が来るわけですから、この点についての説明を加えていただくこと。また、それらのことについてもあわせて説明を求めたいと思います。

それから、いわゆる今、県、市町で、実務者会議で権限の移譲の分が33項目、役割分担で16項目と、こういうふうにあるわけですが、あわせて権限が移譲される場合の財源等と体制が問題になってまいります。そういう点と、それからそれを維持していくためには町が単独でもという点では当然のことかと思いますが、それらのことについて説明を求めます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、県の行革プランの対応ということでございますが、この新行革プランが太子町に与える影響については、先日の熊谷議員さんの質問にお答えしたとおり、金額にいたしまして合計で2,927万9,000円という試算でございます。

今回、県の行革プランは市町及び住民の負担増や事業の休廃止等の項目もありまして、

その影響は小さくありません。町としましては第1次案の発表後、西播磨県民局長に対しまして、老人医療費助成事業の見直し、乳幼児等医療費助成事業の見直し、あわせまして13項目についての意見書を提出いたしました。しかしながら、その後県の方では本町初め各市町、また県会各派の意見をもとに、11月28日におきまして周知期間の設定とか削減措置の緩和等の修正も講じられるところでございます。

この行革プランの最終決定は平成20年の上半期ということでありまして、町におきましても引き続き県の情報を収集しながら、医療福祉分野での見直しで町民に多大な影響が予想される部分につきましては現行の助成制度を維持していただけるような要望を切にお願いしていきたいと思っております。

それと、それぞれの影響額の内容ということでよろしいですか。

(桜井公晴議員「はい」の声あり)

これも町長の方がお答えしましたが、まず障害者小規模通所介護事業補助金、これにつきましては県の負担割合が現況の10分の3から10分の2に下がるということでございまして、その影響額といたしましては101万9,000円の減ということになります。通所者にしましては現在18名でございますが、この方につきましては直接影響ということではなく、これは太子町の事業運営に影響があるということでございます。

2番目の重度心身障害者(児)介護手当支給事業補助金、これにつきましては所得制限で、障害高齢福祉年金支給基準から住民税非課税世帯への変更ということになりまして、あわせまして上限設定で年額が12万円から10万円に変更になります。その影響としまして、対象人数が22名から5名に減るということでございます。その減った分につきましては金額が107万円ということでございます。

それと3番目に、市町ボランティア活動支援事業補助金でございますが、これは県の負担割合が2分の1から3分の1に下がります。

これにつきましては、社会福祉協議会のボランティアコーディネーター1名の人件費ということでございまして、町への影響額は75万円の減でございます。

妊婦健康診査費補助金でございますが、今まで県が10分の10ということでの全額を負担しておりましたが、これの補助率が2分の1に下がるということでございます。19年におきましての対象者は350人であったということで、それを基本に影響額を試算しましたら252万3,000円の減となるということでございます。

老人医療費助成事業につきましては、助成対象を低所得者に重点化するために対象者の見直しをするものでございます。住民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない階層に絞られるということから、対象者の現行の780名が80名に、約10分の1という程度になる見込みでございます。その影響額といたしましては1,248万5,000円の減となります。

重度障害者医療費助成事業でございますが、所得制限と一部負担金を見直すものでありまして、所得分布と19年5月分診療報酬から推計いたしますと、主に一部負担金の見直しによる影響が見込まれます。対象者は235人で、ほとんど変わりはありません。町への影響額といたしましては62万7,000円の減でございます。

それと、母子家庭等医療費助成事業でございますが、一部負担金の見直しと低所得者基準の緩和を行うものでありまして、所得分布並びに19年5月分診療報酬から推計いたしますと、主に一部負担金の見直しによる影響が見込まれます。対象者といたしましては550人でございます。町の影響額といたしましては43万4,000円の減となります。

次に、乳幼児等医療費助成事業でございますが、所得制限、一部負担金の見直しと低所得者基準の緩和を行うもので、同じく推計いたしますと、所得制限見直しによる新たな被該当者はマイナス1%、約30人に満たないものと見込まれます。対象者は3,420人と思わ

れます。同様に、個人の一部負担金の見直しの影響も見込まれております。町に与える影響額といたしましては214万6,000円の減となります。合わせまして、福祉関係では総額2,105万4,000円の減という試算でございます。

次に、教育関係でございますが、スクールアシスタント配置事業補助金でございますが、スクールアシスタント配置事業は現在石海小学校、太田小学校の2名配置しておりますが、現在賃金と費用弁償の2分の1が県補助金で賄われておりますが、これが廃止ということでございますので、その町の影響額といたしましては132万5,000円ということでございます。

それと、地域に学ぶトライやる・ウィーク事業補助金でございますが、現在県が3分の2、町が3分の1という補助割合でございますが、これが県町2分の1ずつということに変わりました、事業報告等の事務費関係で、子供たちそのものには特に影響がございませんが、町に対する影響としましては80万円の減額ということになります。教育関係では212万5,000円の減額でございます。

そのほかとしまして、自治振興助成事業補助金が競馬等の収益の落ち込みということで、これは県の表現では休止という言い方でされておりますが、太子町におきましては610万円入っておりましたのが改革後ゼロということでございますので、影響額といたしまして610万円の減となります。全体的には2,927万9,000円の減額でございます。

細かくは以上が現在把握しておる金額でございます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 県市町実務者会議のお尋ねでございます。これは直接は県いわゆるリンクはしてないというようなことを言っておりますが、新行革と密接な関係にあるというふうに私も考えております。県と市町の実務者会議と申しますのは、議員ご存じだと思うんですが、いわゆる合併が進んだ中で

新しい自治体ができてきたということで、新たなその41市町の中で、県と市町のあり方としてどうだということで、有識者から成るご意見いただいた中で、今現在県市町会議というのがあるんですが、その下に県市町実務者会議を立ち上げたところでございまして、その中身がまさに行革とつながっているような状況がもちろんございます。権限移譲のこと、役割分担のことにしてもそうですし、共同処理、共同事業のあり方等についてということで分科会分かれております。そういう意味で、新行革の直接のご意見ということで、意見の申し開きというのは、要望といいますが再考お願いしたいというような趣旨については、西播磨県民局であったところで、私が熊谷議員で答弁しましたような内容について申し上げたところでございます。

それから、権限移譲の絡みで密接にリンクしてるような感じがありますので、権限移譲のところで特に申し上げたいと思います。1つは、なぜかといいますと、実は全体会議1回、2回ありました。9月ちょっと議会の初日とか決算委員会等がありまして、私自身は第1回のその趣旨の説明のときに全体では行っただけで、それから役割分担とかについて、これも議会の絡みがありまして、実は企画政策課長が出席いたしました。この中身については熊谷議員に答弁したとおりでございます。

福祉事務所関係ですが、これについてはちょうど10月17日と11月26日にありまして、これも熊谷議員に報告したところでございますが、あえてその財源とか体制のことについてもご質問ありましたので、これについては熊谷議員にもご質問いただきましたが、やはり権限移譲の中で一番大きなものが福祉事務所を町ではどうかというのは、いわゆる学識経験者のご意見でございます。それに基づいて県がどうだというような意見を求めていますので、その中で財源については熊谷議員に答弁申し上げたとおり、国の方は福祉事務所は町に当たっては特別交付税で措置、

県、市に当たっては普通交付税ということでございますので、今現在交付税自体がどんどん絞られてる状態で、不安定な特別交付税ということであれば、とてもじゃないけど財源的には難しいというのは、これは12町全員の見解といたしますか意見でございます。

それから、体制関係ですが、やはりこれは人員的なことを考えますと、自立を決めたところと合併したところは、どうしても合併を決めたところはやはり管理部門の不要と言ったら悪いんですが、管理部門で余裕人員的にはやはりできておりますので、そういう意味で可能ではないかというふうな、そういう体制をつくっていくという。ただ、人材ということで言えば、そういったケースワーカー等について、改めて研修する必要もありますし、ある程度の経験が必要であろうということでございます。

それから、もう一つ出たのが、実は効率からいって、これいわゆる行革とおかしいんじゃないかというような意見も出ております。といたしますのが、こう振り分けることによってそのケースワーカーが、例えば現在健康福祉事務所でトータルで10人であったのが、分けたために例えば12人になったり11人になったりする可能性は十分出てきます。その意味で効率性ではどうかというようなことが意見としては出ております。

それから、公平、公正ということからいうと、その保護をする場合の生活保護等について、客観的な県の公平、公正な立場であるのが、各市町でバランスを欠くのではないかというようなことも出ておりました。県と市町の実務者会議で、私は福祉事務所関係で1回、2回と入っておりましたので、先ほど熊谷議員、あるいは今申し上げた状況でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井議員、2問目に入るときに言うてくださいね。

桜井公晴議員 2問目に入らへんで、まだ

言わんのに。

議長（北川嘉明） どうぞ、続けてください。

桜井公晴議員 先ほど答弁がありまして、私はこの県の行革っていうのは、あくまで名前はこういうように行革したらええように言っておりますけれども、これから具体的に県会ので決めてから具体化する、また県会に説明した後パブリックコメントで県民の意見を聞くと、こういうふうな形で新年度予算にも反映するんだというようなことを言ってるわけですが、これまでのものが特に夕張のようになるっていうようなおどしでこれまで来ているわけですが、どこの自治体でもこれが推進力になっているように思いますけれども、国も地方交付税の先ほどありましたように大幅なカットに続いて、今議会でも問題になっております財政健全化法によって、今後決まる財政指標をクリアできない場合は今後より国の管理を強めると。これは9月の定例会でも私が言ったとおりなんですけれども、こういうようなことになってきたら、いわゆる地方分権に逆行するようなことになるわけでありまして、もともと地方自治体の借金の増加というのは、国の経済対策で地方に公共事業を押しつけてきたことが原因であります。地方の借金問題で真っ先に問われなければならないのは、やはり国の本来の責任だと思えます。

また、兵庫県の場合はこんな説明をしておるのも住民にとっては迷惑な話と思うんですが、国の方針が変わったので財政指標が悪くなったと、こういうふうな説明をしているわけでありまして、国による地方自治体の統制っていうのは先ほども言いましたように大変なことであり、当面の対応としては借金がしにくくなるというものではあると。また、今後において国が地方を締めつけてくる可能性もあるわけですから、それをやはり私は住民とともにね返す、こういう姿勢で太子町も県に対し、また県も国に対してこういう立場で臨むと、こういうことが大切である

と思うんですけれども、困る困るだけではなしにしっかりとした、国に対し、また県に対して対応していくことについて説明を求めます。

それから、今年度から廃止をしようとしている在宅老人介護手当支給事業とか、先ほどちょっと聞いたんですけども、これはつかんでないんですかね。住民には対象が出てくるわけなんですけれども、その対象、県単ということでは長寿の祝い金関係もあるわけなんですけれども、これらの対象についてはつかみ、町民に影響することについてもあわせて説明を求めたいと思います。これは前の町長の説明でも抜けているし、先ほども聞いたんですけど、これは抜けております。

再確認ですが、重度障害者医療費助成の件では535人やったかね、235だけですかいね、どっちかいね。

よう聞いといてくれな。もう言わへんで。

それから、先ほども権限移譲、体制の問題で生活保護費の問題などが出てきているわけなんですけれども、これは北九州市、福岡県で起こったこともご案内のとおりでありまして、全国で国が締めつけて生活保護を受給できないようにしてしまうと、こういうような、しない、できないように極力締めつけるというような形で、福岡の例は、お握りが食べたいと言って亡くなった例、こういうことが全国的に報道され、またその後においては福岡方式が批判されると。この間も何かの番組でもやっておりましてとおりであります。そういうようなことが、本町が具体的にやっていくときにはそれらが伴ってくるし、大変なことでありますことと、先ほども副町長が答えているように、交付税なんてものは特別交付税も普通交付税もどうなるか分からへんと。ますますひどくなってくるような中で財源の手当でもない。また、体制的にもしっかりとした体制を組まないといけないわけですが、このことについてもしっかりとやっていくこと、それが必要であります。

それと、全体の中では2,927万9,000円の影

響と言うてるわけなんですけれども、これを町で補完するということの姿勢が大事やと思います。その点についてと、それから県が絡む医療問題について、県の行革の中でいろいろ問題があるけれども、県も町も少子化対策をそれぞれうたっているわけでありまして、いわゆるここら辺の地方からでも産婦人科の産科がなくなっていってると、そういう中で本当に産むのに不安だというようなことがあるわけなんですけれども、医療に対する取り組みというのは町も県も、県は一定の力があるわけですから県に対して、また国に対して全体的な医療の充実っていう、いわゆる後退しよるわけですから、少なくとも歯どめをし、また充実を図る、特にこの少子化対策をうたう中で産科のなくなることについては声を大にして町からも言わないといけないんじゃないかと、この点についてもあわせて説明を求めます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員の一般質問の途中でありますが、この際暫時休憩します。

再開は1時10分とします。

（休憩 午後0時04分）

（再開 午後1時09分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

総務部長。

総務部長（佐々木正人） 先ほど県の方の数値を申し上げましたが、抜けてるところでまず在宅老人介護手当支給事業につきましては、県の行革方針分としては事業廃止ということがうたわれております。幸いには太子町につきましては在宅老人介護手当支給事業の対象者が今年度はいなかったということもございまして、その特に影響は受けておりません。

それと、長寿祝い金支給事業でございますが、これは100歳高齢者祝福事業とあわせて県の方は整理統合したいということで廃止を打ち出されております。ちなみに太子町におきましては18年度実績としまして、88歳

高齢者対象者が63人、それと100歳高齢者が5人でございます。19年におきましては88歳高齢者が53名、それと100歳高齢者が1人ということではありますが、これも県単独事業であるということで、金額的なものは直接町には影響はございません。

それと、重度障害者医療費助成事業の対象者につきましては235名でございます。県の行革素案に対しまして各市町や各団体から寄せられましたこの意見を受けまして、福祉関連事業などを中心に削減の緩和措置や周知期間の確保などを挙げまして、11月28日に開催されました県会の行財政構造改革調査特別委員会の方に実施の先送りの可能性のある提示をされております。今後そういった審議の状況によりまして、先ほど申しました影響額全体も変わる部分があるかとございます。しかし、町におきましては今後予算の編成の中、また近隣のそういった状況を見据えながら考えるべきところは考えていきたいという考えでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ちょっと抜けとんのも説明しよると時間がかかるから、また後々に追及したいと思います。

医療問題だけはほんまに声を大にして、県の関係もありますから言うべきやと思うんですが、いかがですか。産科がなくなって少子化やて言いましたやろ。これも県行革の中では大変なことなや。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 県の医療の問題ということで今桜井議員お尋ねでございますが、産科がなくなるということで、まさに太子町でも今まで1医院がありました、産科は扱ってないということも聞いていますので、そういう意味では町、太子町だけをとらえてもやはりそういう切実な問題になってるというふうに考えております。医療に対する取り組みを町としてどうだというご質問の趣旨だと思います。そういう意味では幸いといたします

か、太子町の場合は近隣の姫路市とか近隣で産科等についても十分な能力のあるところがございます、太子町だけの問題としての取り組みという形では今のところそこまで、産科ということに考えればとらえていない状態でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 時間もなんですので、次に移りたいと思います。

2番目の質問は、太子町の新行政改革大綱（第4次）（案）についてであります、町は住民と議会に諮ることなく、太子町の第3次の行政改革大綱と集中改革プランを策定いたしまして、住民の暮らしに係る補助金の削減、切り捨て、料金の引き上げ等を行っているところであります。

そこで、第3次の行革大綱と集中改革プラン実施の総括がやはり必要であると思えます。その総括を踏まえて、住民の暮らしを直視して、水道料金の引き上げをもとに戻すなど、住民の暮らしを守る施策で今後に備えるべきであると考えます。計画等の策定には、議会と住民の意見を聞くべきであると。対応について伺います。

それから、また町長の住民と議会への説明を含む対応姿勢についても伺いますが、これまでに十分に住民への説明と議会への説明協力、そういうことが必要だと思っております、対応姿勢について伺います。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 住民の意見を聞くべきであるということでございますが、現在取り組みを推進しております第3次の太子町新行政改革大綱及び同実施計画につきましては案の段階で、町のホームページ及び地区公民館に公表させていただきまして、意見募集を行いました。そして、5名の方から67件という意見を参考にさせていただきまして、その後の行財政審議会の答申を踏まえまして第3次は決定させていただいております。

町議会に対しましては、総務常任委員会で

策定の状況等を報告させていただくとともに、当時行財政審議会に町議会議員選出の代表委員さんがおられましたので、議会代表として審議をいただいております。

また、その策定後につきましては、上半期分及び年度分の町の行革に対する取り組み結果を町の広報並びにホームページに公表し、議員さんにも配付するようにしております。

現在、計画の総括につきましては、計画の空白期間をつくらないために、18年度末までの取り組み状況の検証を行いまして、完了した項目、それと継続して取り組む項目等をまとめまして、太子町新行政改革大綱及び同実施計画（案）に反映をしておるところでございます。

また、この計画期間を終えた段階で再度すべての内容を検証しまして、その結果につきましても町のホームページを通じて公表する予定としております。

現在策定を進めております第4次の行政改革大綱及び実施計画につきましては、広報等で周知をいたしまして、去る11月5日から12月4日までの期間にパブリックコメント制度に基づく意見募集を実施しております。終わりましたんですが、結果につきましては町の考え方も含めまして後日公表するという予定をいたしております。

この意見募集に寄せられました意見を参考にさせていただきまして再度見直しを行い、取りまとめた案につきまして、常任委員会では報告をさせていただくとともに、行財政審議会に諮問をさせていただきたいという予定で運んでおります。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 実は、先ほど県のことで言いましたが、県は一応特別委員会に説明をして議会で決めるということになってるわけですね。町の場合はそうではありませんから私は言っております。

これまで、町長のこの間の答弁でも、住民

と協働しながら推進してサービスが維持できるように取り組むと、幹部はもとより職員一丸となって取り組みますという答弁したわけですけれども、私はパブリックコメントで先ほど説明がありますような11月5日から12月4日までの意見を聞く、そういうことではありますが、これについても若干伺いたいと思っておりますが、今回の案についてのアクセスされた住民の数、また寄せられた意見の数、主な意見、それらの意見への対応の説明を求めたいと思います。パブリックコメントで実際にこういうものを利用できる者というたらずかでありまして、このような状況で住民をこれから拘束するような、また負担をさせるようなことがあってはなりませんので伺っております。

それから、町長の住民と議会への説明を含む対応姿勢という点では、これらの住民の負担の伴うようなもの、またサービスに影響するようなものについては特に町の議会について事前の連絡、調整をして、協働の条件をつくると、こういうことが大切だと思うんですけれども、一向にやっぱり議会に対しては後から後からになっているのが実態であります。そういう点で、私は特に住民負担、そういう協働を主張する限りにおいては、また当然でありますけれども、その代表機関である議会にまず説明をして、議会の協力に対応すべきであると思うんですが、その点どうか。

その姿勢として、これまで町長は忙しい忙しいということで議会の委員会の出席をしていないわけではありますが、これまで聞いているのでは、付託案件審査には出席をされると、また現にされておりますけれども、所管事務調査の委員会には出席しない、こういう実態について、こういう機会にこそいろいろ説明をするべきだと、このように考えます。忙しい場合でも業務の交通整理をして時間をつくって議会への要請にこたえと、議会の要請にこたえる、この姿勢が肝要かと思っておりますが、いかがか。

また、場合によっては、副町長がおるわけ

ですから副町長にすべての権限を委任すると、こういうこともあり得ますけれども、そうなのかどうなのか。

それと、やはり町長も公人ですから、少なくとも予定は公表するということが大切であります。その点どうかという点、説明を求めたいと思います。

それから、議会との関係で、どうも軽々に扱う嫌いがあるように私は思います。条例で議会の議決を要すると定めた事項っていうのは15あるわけですけども、やはりそれ以外に法律の第96条2項で、条例で議決事件として決めない限り町は議会をそういう相手として見ないと。車の両輪と言いながらそういうことかどうか、そういう考えかどうかを確認しておきたいと思います。説明を求めます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、先に言われましたパブリックコメントで寄せられた意見ということでございますが、意見としましては11件ございました。そのうち10件が図書館に関する、指定管理者制度に基づく内容でございました。それと、あと一件は消費者モニターに関する内容でございます。こういったものを踏まえまして整理をさせていただいておるところでございます。

町の考えとしましては、1月の総務常任委員会の方におきまして、そういった意見も踏まえさせていただいた中で第4次の案を説明をさせていただきたいというのが今の考えでございます。そして、そういったものがある程度整理した中で次に行財政審議会に諮っていききたいということを考えております。状況としてはそういったところでございます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） まず、後半ちょっと議員の方がおっしゃった議会との関係ということで、96条の2項というようなことをおっしゃってるんですが、常任委員会のあり方ということで、特定の議案ということの議会ですら決められたものについてはという意味で、96条の2項ではそうなってるということ

の趣旨を申し上げてるんですが、今の現在の常任委員会としてそのあり方といいますか、もう幅広くといいますか、余りにも幅広い中でそういう議論がなされてるような気が正直いたしております。何も私どもはその地方自治法の96条で必ずという意味で言ってるわけではないんですが、余りにも所管外の話もたびたび出るような気が私はしております。常任委員会の中でも、他の常任委員会で諮っていただいた、諮るといいますか、その所管事務の委員会がないのであればやむを得ないかもしれませんが、そういったものにまで入れるというようなこともありますので、そんなであればという趣旨で言ってますので、議員おっしゃるようにやはり当局と、当局といいますが、私ども行政のこちら側に立ってる者と理事者側と議会とは車の両輪ということをよく議員さん方もおっしゃってる方がいらっしゃいます。私も当然そのとおりだと思いますので、そういう意味では参画と協働の時代、議員まさにおっしゃるように、参画というのは住民ということからすれば、住民の代表として選ばれている議員さんとそういった協議していくということは十分必要だというふうには思います。ただ、先ほどから申し上げているとおり、本当の所管外の場合でも何かもう関連というような形で私は出てるように感じております。そういうことであれば、本来の常任委員会のあり方として、その法に基づいた常任委員会というようなことできちりしていただいた方がいいのではないかと趣旨でございますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

それから、行革の絡みでございますが、住民負担ということで、いろんな意味でご負担いただくということで、行革の中で住民の皆さん方に負担をいただくということについて議会の協力というのがもちろん当然必要でございますので、議員おっしゃることについては十分協議していきたいと思っております。ただ、県議会とはちょっと状況が違うということは、これはもうあえて議員もおっしゃっ

てるんだと思います。やはり県の場合は本当に当該年度の歳入欠陥を起こす状況が来ているというような状況の中で今のことが言われているというふうに私は判断いたしておりますので、ちょっと若干状況は違うのではないかというふうに考えております。厳しいのは間違いのないところでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は、町長が出て本來說明をすべきことについては説明をすると、こういう姿勢に立つことが協働の条件だと思いません。それを言うとなんですよ。ほいで、先ほども言うたように、副町長に一定のことを委任しとんのはそれも結構と、そこら辺をはっきり交通整理をした上で議会に対応するということが当たり前だということと、やはり町長自身は公人ですから、みずからの予定を公表するということが必要かと思えます。その点についてもはっきりすべきだと思います。

それから、県との違いは確かにあるんですけども、後にこういうことで、例えば第3次で決めております、あるいは集中改革プランで決めております、そういうことで全体的には押しつけられているんです、実際は。だから、本来こういうように住民の負担を伴い、住民の生活にかかわるようなことについては議会にしっかりと協議にかけると、こういう姿勢が大事やと言うとなんですよ。それを96条に基づいて議決事件にしないと何にもしないのかというのを今確認したわけですね。だから、やはりその辺ところがはっきりしないといけないわけです。ほいで、例えば基本構想でも一応はかかわることになっておりますけど、中はないんですよ。基本構想そのものなんで、それだけでは実施計画等に、基本計画にかかわるし、実施計画にかかわるわけですから、これらのことを議決事件に加えることも、今回の地方自治法改正の中ではこれらを加えても支障ないし、当然のことのように活性化の方策の中で出てるんですよ。だから、議会が手続を踏まない町は何もしな

いのかという点ではっきりさせないといけな  
いし、マスタープランについても町がやって  
るわけですね。しかし、それは町民の暮らし  
を、都市計画にかかわることを拘束するし、  
今回の中では財源確保のところまで都市計画  
税の問題まで言及をしていて、19億円余りの  
効果を上げようと、こういうようなことを計  
画で出してるようでありまして、それらすべ  
てで、並びに使用料等の負担で財政基盤の確  
立しようなんていうことがあるわけですから  
大変なことなんです。だから、ここで確認を  
しよるんで説明を求めます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 先ほどもちょっと私、  
96条2項ということ、議員がおっしゃった議  
決事件とはちょっと違う意味で所管のことを  
申し上げまして、それについては訂正お願い  
したいと思います。地方自治法の109条とい  
うことでの常任委員会での、いわゆる議会の  
議決により付議された特定の事件については  
という意味での常任委員会を閉会中もこれを  
審査することができるというようなことの、  
いや、ちょっと私が申し上げたのは実はそれ  
を言いたかった方で、96条の2項ということ  
で私は申し上げておりません。だから、常任  
委員会としてはこの109条に基づいて、本来  
であればあると。ただ、これは議員がおっし  
ゃってるように私どもも、先ほども申し上げ  
ましたが、議員の方々は住民の方々に選ば  
れた人たちのいわゆる集合体といえますか合  
議体、そして議決機関ということでございま  
すので、そういう意味で、その議員の皆様方  
とこの行政とはやはり一緒に仕事をしていく  
ということは、これは当然のことだと思います  
ので、今回の行革に当たっては、まさにその  
辺の住民の方々のご意見をいただくという  
ところでの必要性は高いというような判断を  
いたしております。ただ、県がやっているの  
とは、県の状況とは若干違うということをし  
り上げただけでございますので、ご理解を賜  
りたいと、このように思います。よろしくお  
願ひいたします。

(桜井公晴議員「町長のは、町長の件は。委任を含めて説明すべきや言うとなんやから」の声あり)

議長(北川嘉明) 町長。

町長(首藤正弘) 先ほど来、副町長の方から常任委員会のあり方ということで、我々は109条に沿っての答弁をさせていただいております。その中で私の出席等々の問題もあってあります。何分、今委員会を見ますと、朝から定例時刻を過ぎるまでというようなこともございます。やはり私もいろいろと行事を持っており、また町民との対応というようなこともございます。そうした中で、今副町長、部長で対応をさせていただいておるといってございまして、私自身は支障はないと、このように考えております。特に私の方からお願いする等々の件、また特に必要であれば出席も日程調整し考えていきたいと、このように思います。

以上です。

議長(北川嘉明) 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 それやっぱり議会ってことで、車の両輪っていう中ではしっかり考えていくべきやと思いますよ。

次に移ります。

第3の質問は給食のあり方についてであります。これは給食業務については先に給食センター建設ありきではなくて、給食制度を維持し、安心の給食を実施するためのあり方を原点に立ち返って住民参加で練り直しが必要だと、こういうふうに考えます。この点について当局の説明を求めます。

議長(北川嘉明) 教育次長。

教育次長(塚原二良) ご質問にお答えいたします。

給食センターの建設についてでございます。このことにつきましては9月の定例議会でもお答えをいたしました。昭和48年の給食センターの建設当時にいろいろと議論されて、共同調理センター方式が採用されて現在に至っているところでございまして、またこの改築につきましても、その経緯のもと共同

調理センター方式の継続を前提に今年度基本構想の策定に向けて進めているところでございます。したがって、今後この基本構想の中で現状と課題、また施設規模の検討、建設予定地の検討、また事業手法の検討などを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(北川嘉明) 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 これも建設するとなればお金がかかってくるわけでありまして、基本構想、基本計画も練り直しせなあかんというようなことを再三言うてるわけでありまして、これに着手するということのために既に行われているような形と、それから今日のような厳しい財政事情にありまして、税の引き上げ、あるいは料金の引き上げ、また補助金の削減、切り捨て、住民負担を強めている中で大型の公共事業に着手するということは今後の町財政をも逼迫をさせるわけでありましてから大変であります。そのための懸念が広がってのも事実であります。

そこで、私は前回にも申し上げておりますように、給食を維持するという点では大切だと思っておりますが、それをどういう形でやるかというたら、公営でやること、あるいは公設で民営でやること、あるいは全面的に外部委託でやること、それぞれあるわけでありまして、それぞれまた問題点があるけれども、太子町の財政状況を踏まえて、合理的でまた効果的な方式を選択するということが大切だと思うんですよ。そうでなかったら、ただ建設がしたいということだけになってしまいますので、こういうことを伺っているわけでありまして。民間委託にする場合でも、施設を建設し、その償還を含めてメリット、デメリットをしっかりと見出して、そして効果がある方法で給食を実施すると、こういうことが大切だと思うんですが、そういう点の取り組みが今欠けておると。議会ってのはどこに位置するんだという点でも同じことが、先の質問と同じようなことが言えますので、重要事

項については議会の議決が必要であるということでないとしなののかということもあえてまた伺いたいと思います。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） この原点に立ち返ってということでございます。これにつきまして、同じことになるわけでございますけども、これは単独方式、一番やり方としては単独方式もあるし、センター方式もあると。これは単独校の方式でしたら施設費、また運営費が一番高いと。その中で太子町においてはセンター方式を取り入れて効率的に運営していくということでございます。そして、その中でもこのセンター方式、その建てるためにはPFIという方式もございますので、この事業手法についても検討していくということでございますので、そういうことでよろしくをお願いします。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 さっぱり分かんわ。これ、施設つくんのは町やけど、町の方から説明求めます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 先ほど次長から申し上げたところでございますが、これも議決事件にせなあかんのかというようなご指示でございますが、そういったかたい話ではなくて、先ほど来申し上げてますように、議員と私どもと一緒に作り上げていくということについての考えは、議員ももちろんそう思っているんじゃないかと、私どもそういうふうには思っております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 そういう思いがあったら、これだけのことについてしっかりと議会にこういうことでやりたいと具体的な相談があったり前やと思うんやね。ないですよ。今までにあったと思いません。常任委員会ではちょっと説明がある程度で、これについてこういうふうにしたければ議会はどう思いますかというようなことの協議じゃないん

や。説明なんや。聞かないと言わんと。こういうようなことがあるから私は言っとるんです。ほいで、金を使うものについては後の財政負担もするわけですから、次長が答えたような単独方式を私今一言も言うてないわけです。ほいで、そんなことは。センター方式でやるということが今問題なんですけども、センター方式は全部公営ですべて運営するか、もしくは公設民営でやるか、あるいは給食のあり方としては全面的委託の方法もありますよと、こういうようなことをしっかり整理をしていかないと、後々の負担も含めて給食を維持発展させるということにはならないと、こういうことで私は言っとるんです。だから、その辺ところはいかがか言うとはんすよ。だから、議決にしないと何にもあんたらはやらんのかと言うとるわけです。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） 給食センターの件ではお答えしたいと思いますが、私自身も今教育委員会へ指示をしておりますのが、一応センター方式で考えてみようという中で、PFI方式をとるか、どういう方法が一番ベターかというような検討をさせていただいておるところでございます。おっしゃるとおり給食方式には公設民営、また民間委託、そしてデリバリー等々、そうしたいろいろな方式があるわけでございますが、その中で太子町がとる方法、どれが一番いいかという点を教育委員会の方でいろいろと数字的にも財政的にも考えて検討してほしいということで今指示は出しておるところでございます。やはり、そうした採用する時点に来ますと、そうした内容を報告申し上げ、最終的な議決を賜りたいと、このように思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 また後々お尋ねいたします。

それから、次の質問に移りたいと思いません。

4番目の質問は、次年度の予算編成が今い

ろいろ整理をされているところでありますが、既に一応議決を経たということで、水道料金の引き上げについては、やはり私は今の負担を考えると現行料金での運営を求めて再見直しが必要であると、こういう声がありますのに、それにこたえるべきだと思いますが、いかがか。

また、次年度予算の編成については、無駄を省いて暮らしを支援することを重点に編成すべきであると思いますが、どういう編成方針を持って今臨んでいるのか、対応について伺います。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 次年度予算を今作成中ですが、主体的には予算の基本方針としましては、限られた財源を優先度の高い事業にまず充当していく。そして、厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識をしていく。その中で住民サービスを継続していくには、我慢すべきものは我慢する。また、後年度の実施で可能なものは計画を見直す。そして、自治体の身の丈に合った事業を展開するという一つの基本方針の中で、基本的には行財政改革を推進し、儉約予算を続行した中での住民サービスの継続のための予算編成ということを考えております。現在、各担当課におきまして、来年度の予算編成に向けて事業を進めているところでございます。来年の3月議会に提案をさせていただくわけですが、その折には議員各位のご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

（桜井公晴議員「聞いたことにもうちよっと答えてくれ」の声あり）

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） 新年度予算の編成については先ほど総務部長がご答弁したところでございますが、やはり今県の方でも大きな収支不足というような現象が起きており、いろいろと改革がなされるところでございますが、やはり我々本町にとりましてもしょうしたところは十分に見据えて、新年度予算を編成

しなければいけないと、このように考えております。慣例にとらわれず、やはり見直す点はどんどん見直していかなければいけないと、このように考えておるところでございますが、そうした中で前回の議会でご承認いただきましたこの水道料金の件でおっしゃっておりますが、私ども私自身も今まで町民の皆さんとお話しさせていただく中でご説明を申し上げますと、26年間も上げてなかったんかというようなこともおっしゃっています。やはり、ご相談、話をさせていただいた中では苦情は受けておりませんが、納得していただいたというふうに考えております。やはり、私はこうした点は早い段階で手を打っておかないと後年に大きな負担を強いるようになってこようと、このように思いますので、その点はご理解よろしくお願いたします。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 それはちょっとまた町長の聞き方と私の聞き方との差があるんかも分かりませんが、ほとんどの人たちは、それは困る、26年上げようが上げまいが、それとは違って、36も引き上げてるということについては怒り心頭に達しておられる人がたくさんおられると、これ当たり前のことであります。相次ぐ住民に負担が強られるわけですから、特に国の制度改悪によつての負担増、また県の改革と称するところでの負担増、町の同じく改革と称する負担増、これがこれまでに負担がかぶさってきておりますし、またさらにこれに追い打ちをかけようとするのが実態であります。住民生活はまさに疲弊しとるわけです。さらなる負担にならないように、行政経費の無駄を省くことに努めて、その財源を福祉や医療、あるいは教育等、行政全般にわたって住民生活を支えることに重点を置くというのがもう基本的でないといけません。今は、だから、そういう点で、多分一律カットなどはしないと思うんですけれども、重点施策をしっかりとって、住民の暮らしを

支えることが肝要だと。水道については、先ほども言いましたように、もう何とか見直してほしいという声の方が私の方では強いから言っとるんです。それだけ言っときたいと思いますが、今聞いたことについては再度答えてください。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 議員がおっしゃるように、住民の皆さん方の暮らしを守るということは、これ一つの生活の安定といいますが、もっと大きく言えばいわゆる生命を守るというような、そういう意味では安全、安心のまちづくりを太子町としては考えておりますので、議員おっしゃるとおりでございます。ただ、限られた財源の中でどういったメリ張りをきかすかということは、これは予算編成ということは今現在担当課でやっておりますが、できるだけ議員のおっしゃるようなことも、できるものであれば入れながら編成に取り組みたいと思います。ただ、限られた予算でございますので、やはりどういったところまで入れるかどうかということについては軽々には申し上げられない状況でございます。

以上でございます。

（桜井公晴議員「何分あるんかいな」  
の声あり）

議長（北川嘉明） 20分。

（桜井公晴議員「えっ、20分ほどあるんやな」の声あり）

うん。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 問題は先ほども言っておりますような点で、給食のにしても具体になってくると金がかかる、そういうようなことになりますし、水道料金については特にこれまでの問題と、それから東芝への供給見込みが立たない。それから、その件に関しては、これまでの答弁では、一応この新規の事業が根づくように対応していると、こういうことで一回は企業に申し入れをしたというふうに言ってるわけですが、企業への申し入れという

のは基本的に言えば窓口はどこですかね、東芝の。だから、東芝が具体的に動くような窓口と折衝をしていくようなこと大事やと思うんですけど、それに対して町長が単独で会われたのかどうなのかというのもしっかり伺っておきたいと思います。

また、この水道の問題についても私は何でこないこと言うかというのは、ある程度見込んでいわゆる水源対策を行い、した以上は、一定の社会的な責任というのも当然持っているような対応。県はどない言うてるかというたら、固定費は当然申し込んだ者が持てと、こんなことで町に言うてるわけですね。そういうことを含めて、町は独立した自治体としてこれから必要なことをやっていくということが自主財源の確保にもなるし、また資源の節減にもなる。そういうことから取り組みが必要でありますし、このことが解決されますと一定の安定経営ができること。それから、県の水を買わされることはやめないといけな。それは背に腹はかえられんということで、自立した自治体同士がしっかりと折衝をして、必要のない水まで買わされることのないようにしないといけな。これで5,000万円は浮くわけですからね、年間。そういうことから、何ら引き上げる必要はないじゃないかと。それから、クリプトについても、あの総事業費14億円かけて、その効果があったかどうかについては、先の上田議員の質疑なんかでも出てきておりますように、私もこれはほんまにいわゆる事業選択で失敗をしとると、失政だというふうに私は思います。そういう点で、これらの負担がかぶさってきて水道料金に影響を与えてきているということ。あるいは、工事については何回も言っておりますように高値落札で、特に水道については議会にかからんことをええことにやっけてきているということについては、本当にこの無駄な経費になってきたと、このように考えます。それらの経費の節減の中に、値上げを必要としない、する必要がない。また、内部留保の取り崩しも当然できると。こういう

ことから今質問にしているようなことになってきているわけですので、その辺のことに耳をかすってというのが一番大事やと。そして、住民の暮らしを支えるのはそこから始まるんだという立場でないといけないんで伺っております。その点どうですか。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） まず、議員さん恐らくこれ東芝のS E Dの工場誘致の件との兼ね合いをおっしゃっておると思うんですが、私も今お願いしておりますのは、秘書課を通じまして、総務部ですね、そして担当の今特に半導体、フラッシュメモリーの話が浮上いたしております。そうした関係での重役等に面会を求めてお願いをいたしておるところでございます。先的一般質問でもお答えさせていただきましたように、現在この事業がどこに行くというようなつばぜり合いもなされてないというのが現状でございますが、しかしお互いこういう事業がまた近々発注されるだろうと、建設されるだろうというところまでお願いに行っておるところでございます。それもしょっちゅうしょっちゅう行かしてもかえって逆効果起きるだろうということで、今のところは年に最低1回、2回程度は出向かなければいけないというふうに思っておりますし、また知事の方にもお願いし、そうした要請の方はお願いしてるところでございます。そちら知事さんの方からもいろいろな情報は入ってきております。今、東芝さんとしてはあの用地をほかしておくことはないと十分に考えておりますが、そうかといって何をどの事業を持っていくというようなことは言えないと、分からないということをおっしゃっております。そうした面は力を入れていきたいなと、このように思います。陳情も私一人で行くのではなくして、今んとこ議員さん、また商工会関係の皆さんと協働して陳情に行くと、このように考えております。

それから、水道事業の件でございますが、この件につきましては、私は今までもしS E

Dが来れば多量の水を使っただけという情報を得ておりました。しかし、来ていただくかどうか分からないというところで、もう少し情勢を見ていく方がいいんじゃないかということで辛抱しておったところでございますが、最終的にはこうした単価アップにつながるというのは、これはもし工場が張りつければそうでございますが、しかし我々はそうしたことは言っておられませんので、そうした対応はしっかり打っていかねばいけないと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

それから、県水問題についてでございます。この件についても私が聞いておりますのは、やはりこの播磨地域でも水が不足するという事態が起きた中での対応というところで、特に姫路市さんが力を入れて、この県水の源であります神谷ダムの建設が実現になったというところでございます。水に困ったときは県にお願いし、逆に要らなくなったから、ああ、それではもう撤退させていただきたいというのは、これはいかがなものかと、このように思います。やはり応分の負担をしていく中でのお互いが共有する問題であろうと。そして、今現在もまだ企業庁の方との折衝は続けております。若干でも安い水を供給していただきたいと。また、その受水数量、それについても再度再検討をお願いしたいということで今も交渉を続けておるところでございます。そうした中でお互いが考え合わせなければいけないだろうと、このように考えておりますので、その点についてもご理解をよろしくお願ひします。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は需要予測を見間違った、誤った、また右肩上がりの状況から違って来たというのは神谷ダムでも県はもうやってるわけですね。町も同じことです。東芝との関係はそうですから、このような影響を住民に与えてしまう、そういうことはやめなきゃならないということと、県とはしっかりと

やっぱり交渉をし、はっきりとさせるべきだと思うんです。その点は後々また追及させていただきます。

次に、5番目の入札契約制度の改善についてであります。これは本当に無駄を省く、私はいろいろ説明があるけれども、これまでの入札契約が余りにも業者寄りだというふうに言われても過言でない、こういうようなことがありますから言っております。契約の伴う入札制度の改善への取り組みについてはしっかりとやらないといけないと、こういうふうを考えますが、対応について説明を求めます。

それから、一般建設業の業者を特定建設業と同じ扱いをしたこと、いわゆる建設業違反に係ることなんですが、それへの対応と下水道管の布設工事のやり直しをやったということが18年度の決算の中でも明らかになっているわけですが、これらを引き起こした要因、原因の究明と再発防止並びに責任と責任の所在がはっきり示されて今日に至るものではないですね。これらのけじめがつかないということは一体どういうことなのか。その点についてこの際説明を求めます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、契約に伴う入札制度の改善でございますが、入札制度の改善につきましては、平成19年4月より一般競争入札の枠を拡大したところでございます。今後におきましても、入札制度検討委員会におきまして継続した見直しの検討を図っていきたくと考えております。

それと、一般建設業の業者と特定建設業と同じ扱いにしたことの対応ということでございますが、建設業法第3条第1項におきまして一般建設業と特定建設業の許可区分が定められておりますが、太子町に提出されました工事施工計画及び下請負人等通知書の認識が十分でなかったという点に起因した事案でございます。これにつきましては、その当時の担当課長と担当者に厳重注意をいたしまして、またかかることのないような研修を8月

22日に技術職員の研修会を実施し、適正な事務処理に努めるように徹底をいたしました。今後におきましては、元請業者が特定建設業の許可を得ているか否か、また建設業法等を理解し、町の現場担当者がそういった問題意識を持って徹底した確認を行っていきたいというように考えております。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） それでは、下水道の原因の究明ということで説明させていただきます。

今回のこの件につきましては、町の監督が指示しましたことにつきまして現地を確認せずに実施してしまったといったことから発生したことでございまして、それは17年度の指示、それで結局使用できないといったことから18年度にやり直しを行うということでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 それは分かってん、今までの説明ですから。そんなことじゃないんや。何でこういうことが起こると。実態、組織的なもんも含めて、なぜ起こるんかと。そして、それに対しては単なる指示の違いとかということではないと思うんですね。ほいで、この説明は業者と折半によって補うたと、こんなことになるわけですから、何でそないことになるんやと、こういうことを含めて言ってるわけです。当然、責任の所在、また責任というのは、しっかりけじめをつけるということを私言うてるんや。けじめが何でつけられんのですかね。そういうことがはっきり行われる必要があると思うんです。

先ほど4次の中を見ても、事務事業の見直しで限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、事務事業について不断の見直しを進め、緊急性等から優先順位を明確にし、効率的な事業展開を図ります。また、住民サービスの向上の観点から、事務執行の迅速化、効率化を図るとともに個人情報の取り扱いにつ

いて云々とあります。その中で、事務の一つに事務の改善と効率化ということで、行政施策の妥当性や有効性、効率性の評価を行う行政評価システムを導入して事務事業の恒常的な見直しを行います。2つ目に、入札制度については常に透明性を高める改善を行うとともに電子入札制度等の検討を行いますとうたっているわけではありますが、先ほども言いましたように18年度においては、ここで業者名を挙げますと、扶蘇土木と大地建設、これは2件ずつ契約をしているわけですね。一方は特定建設業の許可でしかない、それと請負契約をその後にも重ねていると。18年度当初に住民の告発を受けながら調査措置をせず、その後も入札に参加させ高値落札をやらせておると。合わせて扶蘇土木については2件で2,738万5,000円、それから大地建設については2件合わせて5,867万9,000円の契約をしとるわけですね。両社ともに経営事項審査に係る会社の決算が虚偽であった。司直の手が入ったわけではありますが、ペナルティーを科して指名から外したり、町を欺いたわけですから、はっきりとさせることをしないとということに問題があると思うんです。

それからもう一つは、先ほど説明がありますような17年度の工事に対しても、やはりやり直しというのは物すごい重症です。それが折半で400万円、合わせて400万円の損失だとすれば大変なことであります。町はそのうち200万円を払ったというような形になるわけではありますが、何が原因だったかと、それもしっかりとさせないと再発防止になりませんし、こういうことをやったらあくまでも責任の所在と責任を明らかにすること、これ大事ですし、あわせて、先ほどちょっと説明がございましたけれども、建設業法、雇用改善法等に基づいた届け出というのは契約と同時に出さないけんです。だから、そういうことの中では特定建設業に係るものについてもはっきり分かるんですね、意識さえあれば。意識もせんとやっとなかどうかも問題でありますけど、それらのけじめをまずつけよと言

うとんです。つけた上で今後に備えると。当たり前の話ですよ。何でしないんですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） こういう事例が起こった原因でございますけども、これも以前説明させていただいておりますけども、やはり工事発注後に確認に行って現状を把握したといったことから原因ではないかというふうには考えとります。ですから、コンサルに設計委託した段階で当然ある程度の案が出てきます。その時点でやはり問題が出そうなどこについては現地を確認し、それも1人ではなしに2人程度で確認して、その現地を確認した上で設計に反映さすといったことが今後は必要ではないかというふうには考えとります。

以上です。

（桜井公晴議員「処分はいや。何かの処分を。何にもせんから言うとなや。けじめはつけられてへん、町の中で。そう言うとなや。答えないか」の声あり）

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 先ほども申しましたように、この太子町に提出されたこういう書類についての担当者の方のそういった知識が欠けてたということもございました。したがって、町としましては、そういった知識が欠けたことによる影響というのはかなりございますので、当然に職員にそういう知識を習得させて、今後かかることのないような処置をするというのがまず第1番の条件でございます。したがって、そういうことを行いまして、当時の担当者につきましては嚴重口頭注意という処分を行っております。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 口頭処分で済んだら世話ないですよ。それで、みんなそれぞれが連座しとってから処分でけへんの違いますか。相談を

受けとうから。やっぱりそこら辺がはっきりしないからおかしいんですわ。担当者に厳重注意したて、それはそれぞれ見るべき者が順番に見るわけやから、それでしっかりと建設業法についても、またもう一つは、前年度にやったことのコンサルから来たものが検証がついてなかったと。そんな、むちゃくちゃでっせ。もうほいで、松尾の人たちに聞いても、そんなん、そんなことが行われとったんということですよ。ほいで、それがみんな住民につけ回しをされるんや、税金ですよ。もうこんなことがはっきりしない。そやから、担当者だけを責められへんはずです。行政は全体的に組織でやっとなですから、あわせて町が責任をとるということがなかったら何ができますいな。担当者だけ、担当者が相談しなかったらこんなもんできん問題ですわ。それらを含めて整理をする。また経営事項審査についても、私どもの求めに対して疑義が生じた場合にはしっかり検証して対応するということについても当たり前のことをやらんから言うとなですわ。何でしないんですか。説明してください。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 私が先ほど言いましたのは、あくまで糸井の関係の話でございまして、松尾につきまして責任云々ということではなく、あくまでも職員のそういう建設業法という知識が欠けてたために起こったと。それが明らかにされてきた。全体的には、その課長、上司である者がその当時分かっていてしたかということではございません。あくまで書類をそのまま自分で保管してたということに起因したものとということで、そういった建設業法の知識習得を技術者全員に習得していただいて、そういう全体的な流れを把握していただくと。そして、今後そういった間違いのないようなということでの研修でございました。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 先ほども言いましたように、要はコンサルが設計を上げて

きて、その図面上もしくはその現地見ながら数人で協議して、いろいろと検討してるわけですけども、その中で直っていく分もございまして。しかし、今回は松尾の件につきましてはそこまで注意が至らなかったと。とりあえずそういうことで今回のやり直し、またそのやり直したことに對しまして、要は策をしたことに對して確認が不十分だったといったことから発生したことで、先ほども総務部長が言いましたように、契約関係等につきましてはこの8月ですか、8月にそういう技術吏員を集めた中で説明いたしとります。その後、今現在技術吏員に對しまして、設計から完了までの技術的なマニュアルをつくって、今後也十分注意していくマニュアルを現在作成中でございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 あかん。もう全然話にならんね。中の整理がつかないということは、町全体の組織がおかしなとるな。そんなことで、ちゃんとそれぞれの判この段階に応じた責任を明確にせんからや。すべてですよ。この2つの件はそうですよ。それにまつわることがほかにもあるから言うてるわけで、入札に限ってはそういうことが必要だということについてきちっと答えない、何でかなと。これはもう部長がやることでもないし、それはもうトップがやること違いますか、これ整理するというのは。それがないんじゃないですか。はっきりしてください。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 総務部長と経済建設部長から申し上げて十分伝わってないかもしれませんが、これ常任委員会の中でも何回か話も出ておりますので、いわゆる原因については先ほど来ちょっと申し上げているところです。一応システムとしてやはり問題点があるということで私ども、システムというか本来の機能としてやらなければいけないのが抜かっていたということです。というのが、担当のレベルでの、例えば先ほどの下請人の関

係では様式等が課長までの決裁というような感じになってましたので、その辺のところの上までもちろん目が届かないような状況もございました。そういう意味でそういったことも改めていく必要がありますし、それからもう一点は、いわゆるこれも決算でもご指摘いただきましたが、いわゆる決裁ですね、決裁権限の絡みでの、これも十分な担当レベルで、例えば100万円以上であっても、そういう変更の場合も取り組んでいたような事案でございますので、そういった決裁権限等についても十分技術職員については当然知っておかなければならないことができておらなかったということで、そういうことを十分研修して、今後そういうことが、こんなことが起きないように。私どもは、やはりこういった事案が起きてもう本当に申しわけないと思っておりますが、これが二度と起きないようにするのが今の最善の努めではないかというふうに考えておりますので、先ほど経済建設部長が言いましたように、財政担当の方では一度研修いたしました。技術担当職員を集めてもう一度詳しく研修する計画です。そして、こういったことが二度と起きないように職員として努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 そういうふうに研修が不十分で認識が甘かったと、そういうことができてなかったからこんなこと起きたんや。ほやけど、住民に損害与えてるんですよ、その結果。ほいで、やっぱり建設業違反の者に請負契約を結んどる、それ私言いよんです。それから、工事のやり直しも、常全の地先のことも前に言いました。それも含めて、こんなやり直しを何回も繰り返されてだれも責任とらなったら、血税が積み込まれておるわけですから、その責任をはっきりさせること。

それから、当たり前のことなんですが、建設業法と雇用改善法ということが、これは改正されてから施行されてるわけですよ。それ

ではきちっと出さなあかんのや。私なんか知っとうようなことが何で町のプロが知らんと、知らんで逃げるんですかと、これ聞きたいんですよ。逃げとうように私は思います。知らぬ存ぜぬは通りませんで。

それから、特定建設業も一般建設業についても、それは常識ですよ。その常識のことを何でやらんのかと。その責任はだれもとらん。一番悪いあり方ですよ、太子町のあり方は。違いますか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 先ほどのその過失、手直しじゃなしに、17年度施行の間違いを18年度でやり直したと、それに伴う費用の折半の問題でございますけども、これにつきましては先ほども言いましたように、要は指示した事項に対しまして町の職員、監督員が十分確認してなかったということで、どちらにも過失があるのではないかといったことからこういう結果になったということでございます。

以上でございます。

（桜井公晴議員「いや、過失があんのはええがいや、ええとで、あかんけど。何をしたんかい。後のことを処理が悪いやないか言うとなや、私は。だれか答えんかい。時間が……」の声あり）

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） したがいまして、そういった結果になるということは、技術職員、職員全体でございますが、一般的な町の行うべき姿勢のそういう業務のあり方につきましては知識が欠けてたというところに問題が生じたということでございます。したがいまして、そういったことのないような研修を今後技術職員を集めてやらせていただくということでございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は、研修もせえでもええ言うてへんねや。ちゃんとけじめつけ言うてるんや、もう判この段階ですべて。これ一

つもしいへんやないか、どっちも。だから、経営事項審査でも疑いがあるという指摘されたら、ちゃんと確認をして検証をして対応すると、これ当たり前のことをしてないと言うとんですよ。どうですか。そのことなんですよ。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 私も、その経営審査事項につきましては、あくまで県の受理によって、その写しを町に提出される。そういった問題が疑いがあるということを知ただけで本当に町が動けるかどうかというのがちょっとまだそこら辺が明確にされてないところがございます、その間に入札が執行されたということでございましたので、町として本当にそういう、疑わしきは罰せずという言葉もございますが、本当にそういった形でやるべきかどうかというのはいまでもって疑問に思っております。したがって、確認があれば当然町としての動きは出てきますが、今の段階で本当に町がすべきだったかどうかといったところは疑問でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 とにかく、だまし得にならないように。ほいから、町はしっかりとその総括をして、全体にやっぱりはっきり損害が起こるとるわけですから、損害のあり方についてもはっきりさせてください。

次に移ります。何分。

（「5分」の声あり）

5分。まだあるな。

余りね、先のことと言うときですけど、技術職員とかそれらがやばいやばい言うたらあきまへんで。幹部が悪いんや、もっとちゃんとそういうことを。ほいで、はじめをつけんから何回でもこんなことが起こるんや。中井君のことから始まるとるやろ、この最近でも。何で起こるんやと。それは内部からやね。今の内部告発やないけど、内部からきちっと言えるようなシステム、仕組みにしとかんから。違いますか。それらも含めて。ほい

で、ちゃんと段階ごとに、いわゆる職制の段階ごとに責任を明確にすることを求めておきたいと思います。それははっきり言うときます。

それから、次の後期高齢者の医療についてであります。この制度は75歳以上の人を後期高齢者として他の世代から切り離して、負担増と差別医療を押しつける制度であって、本来やっぱり中止をすべきだと、私はそう思いますし、町がこのことについてしっかり認識しておれば、住民がこれらにかかわってくるわけですから、こういう制度が一応は発足をして、兵庫県でも連合の動きが出ております。しかし、全国的に見てもいろいろ見直しのことも出てまいりまして、一部は先送りするような形にはなっておりますけれども、この制度自体が、先ほども言いますように現役世代と対立させるようなことであるし、また使えば使うほどペナルティーが科せられるような負担が重くなり、その税負担も重くなる。こういうようなことで、高齢者はうば捨て山のように死ねというようなことになる制度です。医療機関にしても、したくなくても包括医療で上限を決めて、それ以上の医療行為を行わない、こういうようなことになるんで、金持ちはいいですけれども、貧乏人は皆この中からはじき出される、こういうことになる制度であります。こういう点からやはり中止を求めるっていうことが大事でありますし、またこの動きを町からも起こすということが大切だと思うんですが、対応について伺います。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 後期高齢者の医療についてのご質問にお答え申し上げます。

ご案内のように、我が国は高齢化の進行に伴いまして、2006年度の国民医療費、予算ベースでございますが、20年前の2倍の33兆1,000億円というふう聞いております。医療保険を取り巻く財政は極めて厳しい状況でございます。

昨年6月の医療保険制度について、国民皆

保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編、統合等、所要の措置を講ずる医療制度改革関連法案が成立しまして、順次改正が行われております。

この医療制度改革では、議員がおっしゃる高齢者にちょっと負担が重いものになっているのは実情でございます。平成20年4月から75歳以上の後期高齢者を対象とした新たな高齢者医療制度の施行に向けて、広域連合と、この広域連合を構成する県下41市町すべてが協力提携して、後期高齢者医療制度の円滑な運営に鋭意努力し、準備を進めております。新たな制度改正時では常に期待と不安がありますが、法律の定めるところにより事務に取り組んでいるところでございます。

将来の医療保険財政を考えると、国民に負担を求め、高齢者にも給付と負担の観点からある程度の負担を求めていかざるを得ない状況が今現時点であると考えております。増え続ける医療費の実態を国民みずから真剣に考え認識して、毎日を健康で暮らしたいという思いが一層強くなれば、日常生活にも気をつけ、疾病予防にもつながるものと思っております。

後期高齢者医療制度の実施に当たりましては、全日本年金者組合兵庫県本部などから実施の中止、撤回の要請がありますが、施行後の課題等については広域連合と構成市町が協議し、解決に努め、国県への要望については、兵庫県下41市町で構成する広域連合が最善というふうに考えております。

後期高齢者医療制度の施行まで4カ月足らずとなりましたが、この制度が円滑に運営できるよう、この制度の概要を来月号の「広報たいし」で被保険者の皆様に周知し、理解を求めていきたいと、このように考えているところでございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 これは既に副町長はこの後期高齢者医療連合の議員でもありますから、

その協議の渦中にあるわけですが、特に今低所得者、いわゆる低年金者にも天引きを行うっていう、年間18万円以上の者については天引きを行うような形になりますけれども、問題は75歳以上の後期高齢者というふうにして、すべての高齢者を他の世代から切り離すと、ここに一番大きな問題があるんです。それで、医療費の総額は確かに増えてる。しかし、長年使った体はどっかで痛む。ほいで、健康で暮らしていくのはみんな願いは一緒です。病気になってどっかで倒れて医者のお世話になりたいと思ってる人は一人もいないと思います。だから、それはみんな願いは一緒ですから、そういう中でもそれぞれ健康に留意しながらも医者にかからざるを得なくなったとき、やっぱり早期発見、早期治療で、できるだけそういうことに、臥床状態になったりしないようにすることも大切でありますので、これらのことについて本当に医者にかかったらあかんかのように、かかれないんですよ、実際これ、多分運営したらかかれないですわ。ほんで、一方では介護保険でも締め出しを食っているような状況があるわけですから、療養型病床群も減ってきている。そういうような減らそうとしている中での問題点ですからね。いや、本当に、そちらに座ってる人たちは金があるんだろうと思いますけど、私なんか貧乏人ですから、本当にこういうことになると、周りの者がそういうふうになっても困るし、こういうことはやらせないようにする。一生懸命働いてきた者が報われる社会こそ大事なんですよ。それをもう医者にかかったらあんたらにペナルティー科すぞと言わんばかりのこの後期高齢者医療制度は百害あっても一利もないですよ。ほいで、後期高齢者連合から物申すというんだったらとことん物申して、住民が疲弊した生活の中で医者にもかかれないような状況が来ないように、全体的に対応するということは、これはもうやめること、まずは、そういうことが大事であると思うんです。そういう点で私は伺っとるんです。全国の議会でもやはり

この見直しなどを求める意見書が出てきたり、また広域連合からもいろんな意見が出てなのに、余り政府が耳をかさん。だから、自治体関係者同士やから公務員やから、結局は協力させられるような状況が生まれとると。そういう中で、これはできないですよということを言わない限りだめだと思うんです。その対応について再度伺います。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 後期高齢者といいますが、75歳以上の方々が全員その保険に入るわけなんです。議員おっしゃるように、気持ちは私もこういった制度が本当にいいのかどうかといったらおかしいんですけど、先ほどおっしゃった、例えば18万円以上であれば特別徴収というような方法になりますので、年金が18万円、そのわずかなところからまだ、いわゆる特徴と称して保険料をいただいくという、そういう制度について非常に疑問も感じるころあります。ただ、やはり国の方で高齢者の医療の確保に関する法律というものでこの制度そのものができ上がります。私どもとしては、議員がおっしゃることは私も全部とは言いませんが、気持ちの上では十分分かります。ただ、そういった法律の

中で、今全国的に制度として広域連合で、都道府県で対応するという事になってきますので、現在のところは先ほど申し上げた広域連合を通して国の方には要望といいますが、そういったことは行動を、事実広域連合としては、県に対しては10月19日に、厚生労働大臣に対しては10月22日にそういう要請をしているというふうに聞いておりますので、広域連合としてはそういった活動を、活動といいますが、議員のおっしゃる思いの中のことで、できるだけ負担が少ないようなことのようなことの要望活動は行っているところでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 終わります。

議長（北川嘉明） 以上で14番桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月11日午前10時から開催します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午後2時30分）